

令和5年第2回野洲市議会定例会会議録

| | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----------|--|--|--|--|--|--|
| 招集年月日 | 令和5年3月9日 | | | | | | | |
| 招集場所 | 野洲市役所議場 | | | | | | | |
| 応招議員 | 1番 小菅 康子 | 2番 田中 陽介 | | | | | | |
| | 3番 山本 剛 | 4番 石川 恵美 | | | | | | |
| | 5番 村田 弘行 | 6番 木下 伸一 | | | | | | |
| | 7番 津村 俊二 | 8番 益川 敦智 | | | | | | |
| | 9番 東郷 克己 | 10番 山崎 敦志 | | | | | | |
| | 11番 服部 嘉雄 | 12番 奥山文市郎 | | | | | | |
| | 13番 山崎 有子 | 14番 橋 俊明 | | | | | | |
| | 15番 岩井智恵子 | 16番 鈴木 市朗 | | | | | | |
| | 17番 稲垣 誠亮 | 18番 荒川 泰宏 | | | | | | |
| 不応招議員 | なし | | | | | | | |
| 出席議員 | 応招議員に同じ | | | | | | | |
| 欠席議員 | なし | | | | | | | |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|---------------------------|-------|----------------------|-------|
| 市長 | 栢木 進 | 副市長 | 佐野 博之 |
| 教育長 | 西村 健 | 病院事業管理者 | 前川 聰 |
| 政策調整部長 | 赤坂 悅男 | 総務部長 | 川端 美香 |
| 市民部長 | 長尾 健治 | 健康福祉部長 | 吉田 和司 |
| 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 田中 源吾 | 健康福祉部政策監 (病院整備担当) | 布施 篤志 |
| 市立野洲病院事務部長 | 武内 了惠 | 都市建設部長 | 三上 忠宏 |
| 環境経済部長 | 吉川 武克 | 教育部長 | 馬野 明 |
| 政策調整部次長 | 小池 秀明 | 総務部次長 | 井狩 勝 |
| みず事業所長 | 飯田 貴史 | 広報秘書課長 | 江口 智紀 |
| 総務課長 | 山本 定亮 | | |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|------|
| 事務局長 | 遠藤 総一郎 | 事務局次長 | 辻 昭典 |
|------|--------|-------|------|

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

（日程第1）

○議長（荒川泰宏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、小菅康子議員、第2番、田中陽介議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君）日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

ここで、教育長から答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

西村教育長。

○教育長（西村 健君）議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、ここで昨日の私の答弁の1か所訂正をお願いしたいと思います。

昨日の一般質問の2人目、益川議員の第1問目の教育環境づくりのご質問の中で、再質問に関わります私の発言の取消しでございます。

私は、昨年5月からのいわゆるB事案で、同じ学年の若い2人の20代の先生が50代のベテランの先生のいじり、つまり不適切な言動を知っていたながら、年齢差もあり、そのことが指摘できなかったというような趣旨の答弁をいたしました。

しかし、昨日学校に確認をしましたところ、若手の2人の先生は自分の学級の授業で精いっぱい、とても先輩の先生の授業を見る余裕はなく、そういうことを気づくこともなかったということでしたので、この部分の発言の取消しをお願いいたします。

以上、ここに訂正して、おわび申し上げます。失礼をいたしました。

○議長（荒川泰宏君） それでは、一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第3号、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。第2番、田中陽介です。

それでは、これより一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、みどりの食糧システム戦略とオーガニック給食の取り組みについてということで質問をさせていただきます。

昨今的人口増加、そして気候変動や今回の戦争の影響などにより、これからますます世界の食糧状況は非常に厳しいものになってくると考えられます。また、日本の経済力の低下により、買い負けする状況というのも予想されます。

一方においても、現在でも化学肥料や生産資材の価格が上昇するなど、農業経営にも多大な影響が出ております。

そんな中で、農林水産省、今回、みどりの食糧システム戦略というのを打ち出しております。これは、食料生産を支える肥料原料を我が国は定的に輸入に依存しております。この依存度というのは、主に窒素、リン酸、カリというのが肥料の三大要素と言われるんですけれども、窒素に関しては95%、リンは100%、カリも100%輸入に依存しております。これは非常に不安定であることから、輸入に頼らない持続可能な生産体制へのシフトチェンジを図っていこうという国策でございます。これは国家の安全保障の一環でもあります。いくら戦車とかミサイルがあっても、石油や食料がなければ国は成り立ちません。この食の問題、食の自立というのは、国づくりに近い、非常に大切なことだと考えるべきだと思っております。

その食糧システム戦略というのがあるんです。ちょっと図を出してもらってもいいでしょうか。非常に細かくて恐縮なんですけれども、こういう感じで、令和12年度及び32年度までということで書かれております。これは今年の令和5年度の予算の概算になっておりますけれども、こうした形で80億円、30億円とか、いろんなお金がついております。国家予算に対して見れば、非常に小さな額と言わざるを得ないんですけども、しかしながら、国としてこういった方針を出して予算をつけているというのは一定の評価ができるかなと思っております。戻してもらって大丈夫です。

そして、この国家戦略の中で、これを進めるための1つの手段として、こうした輸入原料、化石燃料を使わない、30%低減して、有機農業の取り組み面積を25%まで拡大しようというふうな目標が立てられております。ちなみに、今は0.5%から1%と言われております。なので、これは25倍以上に広げていこうという非常に大きな目標を出しております。

実際、その現場にいる人間としても、これは非常に難しいなとは思うんですけども、これを実現していこうと思うと、やはり出口の確保というのが非常に大事になってきます。

そういった中で、国の国会答弁の中でも学校給食というのがその出口の1つとして上げられておりまして、これは安定した供給、需要を生み出す手段の1つとして上げられております。

また、滋賀県でもこの国の戦略に伴い、今年度滋賀県みどりの食料システム基本計画が策定され、県が認定するグリーンファーマーというものに私たち野洲市の中道農園さんが2社のうちの1社に選ばれました。現在中道農園さんは、オーガニック給食の推進に向けても取り組まれております。

そんな中で、やはり世界を見渡してもこうした有機農業、オーガニック、環境に配慮した持続的なやり方というのにシフトが進められております。それはフランスとかヨーロッパでもそうですし、韓国等でもそうです。世界的に見て、そういう流れになってきているという状況です。

そして、やはりこの野洲市のような地方自治体においても、長い目で見てこうした総合的な視点で国、県と連携して持続可能な食糧生産の仕組みを構築していく、そういうビジョンをしっかりと持っていくことが非常に大事と考えております。

今回の国の政策ですが、別に国が政策でやったからどうこうとかいう話ではなくて、SDGsどうこうという話でもなくて、昔からそれは有機農業、オーガニックというのは取

り組まれている方はたくさんおられますし、みんなそうなつたらいいのになとは思っていながらも、なかなかそれは進まない。それはお金の面であったりとか、いろんな面があるんですけれども、そういうことで、ようやく日の目が当たり出して、国がお金をつけ出したというところですね、その火を消さないように、しっかり市としても取り組んでいつもらえたならということで質問をさせていただきます。

まず初めに、野洲市においてみどりの食糧システム戦略の政策への反映、その理解について市長の考えを問いたいと思います。市長、お願ひします。

○議長（荒川泰宏君）　栢木市長。

○市長（栢木　進君）　議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

田中陽介議員のみどりの食糧システム戦略の政策への反映についてのご質問にお答えをいたします。

みどりの食糧システム戦略は、2050年までに農業分野が目指すべき姿として、二酸化炭素ゼロエミッション化、化学農薬や化学肥料の低減、有機農業の取り組み面積の増加などの目標を掲げ、革新的な技術、生産体系を構築し、持続可能な食糧システムを確立するものであると認識いたしております。世界的な潮流である脱炭素社会の到来に向けて、本市としても本戦略や県計画に基づき、農薬、化学肥料の低減や有機農業及び環境こだわり農業の拡大に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　おおむねみどりの食糧システムの概要は理解いただけたと思いまので、次に進めたいと思います。

現在、野洲市がこのみどりの食糧システム戦略に基づいて、その予算であったりとかそういうといったところと関連する、そういう取組みの状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

本市におけるみどりの食糧システム戦略につきましては、県と県内の19市町が協働で策定しました滋賀県みどりの食料システム基本計画に基づきまして、環境こだわり農業の推進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を5割以下に低減している環境こだわり農業の生産と併せて、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を環境保全型農業直接支払交付金により支援をしているところでございます。

また、本年度では市内の一部の営農組合におきましてみどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、専用の圃場において有機農業を目指した栽培体系の検討が進められております。さらに、新規就農希望者の中には、有機栽培を検討されている方も複数おられるということで、本市では就農に向けた計画策定や農地の確保の相談など行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　市の今までやってきたというか、今やっている農業政策というのは、ほとんどは県から下りてきているものなのかなというのを思います。

例えば、今おっしゃる環境こだわり農業ですね、これは滋賀県独自の基準なわけですけれども、やはりこれが縮小してきているというのは事実かと思います。

というのも、環境こだわり農業というのはスタートの取り組みの初めの時点としては非常に有効というか、環境に対する負荷を減らすというのと、あとは取り組みやすさですね、基準がそこまで厳しくないので、農家にも取り組みやすいということで、非常に広まってよかったですけれども、一方で、非常に裾野が広い分、付加価値としては市場においてはあまり認められていない状況といいますか、その価格にもなかなか反映されない、その中で補助金もどんどん縮小していくという中で、結局割りが合わないというふうなことで、農家がそこから放れていっているというような現状であったりとか、またこの化学肥料を50%減らすと言いながら、一発肥料であるとか被膜資材の使用でマイクロプラスチックの問題とかそういったことも、何か一方で環境と言っているけど、要はその基準を満たすことが目標になってしまっていて、本当に環境負荷を減らすであったりとか、その本来の趣旨のところでもっとやつていいこうという流れになっていない、取りあえず補助金をもらえるからそのレベルで、最低限のレベルでやつていいだらいいだらというような流れになってしまっているのではないかなというふうに思います。

先ほど部長おっしゃった有機で進めようという動きが出てきていますよと、市内でもそういう新規就農であったりとか、ことが行われていますけれども、そういったものを支援するというような政策というのは現在野洲市では行われているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　再質問にお答えいたします。

まず、環境こだわりの補助金ですけれども、滋賀県が先駆的に全国にトップランナーで

やっているわけなんですが、全国的な広がりもありまして、補助金が結構全国的に行き渡ることによって、その分縮小しているように見えるのですが、実際野洲市に入ってきている交付金も減っているのは事実です。特に大豆がその対象から外れてきたということも1つの要因になっているのはあります。

それから、野洲市独自のその支援というのは今のところ具体的なところはございません。残念ながらないのですが、今後いろんなメニューがございますので、農林水産省のメニューというものは非常にたくさんございますし、野洲市の地域性に合ったもので農業の支援をしていくというところが大事かなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

そうですね、やはりその地域性に合った施策を市のほうでもしっかりと自分たちで検討して、しっかりと発信していくということも大事かと思いますので、その流れをつくっていただけたらと思います。

その中で、3点目の質問に行くんですけども、千葉県のいすみ市というところで、今回、これはオーガニック給食関連の質問になりますけれども、2012年から市長を中心に政策的にオーガニック給食の導入が呼びかけられまして、まちを挙げてそれを取り組まれて、2017年には100%有機米による学校給食というのが実現したということです。

いすみ市は、人口3万5,000人程度で、財政力指数も0.42ということで、決して財政が豊かな町とは言えないというふうに思います。しかし、その中でオーガニック給食についてのいろんな効果であったり、まちのみんなの動きであったりでこれを実現したことです。

現在、このオーガニック給食というものに対して、給食の分野は教育委員会になるかと思うんですけども、教育的視点、それから食育的視点、そういったところからの検討というものは行われているのかということを伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

本市では、学校給食についてオーガニック給食に特化した研究、検討はしておりません。ただ、主食の米飯に関しては全量市内産で、環境に配慮された環境こだわり米を調達しています。また、パン食では全量県内産小麦を、野菜類では可能な限り市内産を調達し

ています。

学校給食で地産地消に取り組むことは、児童生徒が身近な生産者に関心を持ち、食品ロス削減につながります。また、輸送距離も短いため、低酸素社会への貢献ともなります。

このように、学校給食は持続可能な社会システムを子どもたちが学ぶ機会となることや、安全な食材を選ぶ力を育むことにもつながるというふうに考えています。今後も安全、安心な学校給食を児童生徒に提供できるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 分かりました。

地産地消には最大限取り組んでいただいているということは、以前からも承知しております。

その中で、ちょっとまた後でそれに関して聞きたいと思いますけれども、じゃあ次に、今は教育的視点、食育的視点で質問したんすけれども、オーガニック給食についての農政的な視点、農業的な視点からの研究、検討を野洲市では行っているのか環境経済部に質問します。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 4点目のご質問にお答えいたします。

野洲市で行っているのかどうかというお尋ねですので、オーガニック食材を用いた給食について、地産地消の視点での研究などは行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そうだと思います。やはり、教育とこの農政というのは、普段一緒に仕事をしているわけでもないでしょうし、なかなか本気で取り組もうと思わないと、その辺の調整というのは多分スタートもしないのかなと思います。

ただ、先ほどのプランの中にもありましたように、今回の国の政策の中では、そういうた出口戦略も含めて有機栽培を普及させていくためには必要ですよということが書かれております。それを、野洲市でもそういった話をしていくことで裾野を増やしていくかなというふうにも思うわけですけれども、それに関して、これから話をしていくようなことができるのかというところを質問したいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のよう、国が今進めているみどりの食糧システム戦略、また県のほうでも環境こだわり農業推進基本計画というのがございまして、その中に有機農業、オーガニックの推進が掲げられています。

進むべき方向としては、本市もその有機農業についての選択肢は十分あるというふうに考えております。

そもそも安全で安心な食材、環境に優しい食材として有機農作物というのは有効ですし、それを拡大していくためには、生産者や消費者の理解とそれから負担が必要になってまいります。

出口の話ですけれども、特に生産者の負担として考えられますのが、経営する農地の管理に手間がかかるというのがありますし、それから生産に係る経費が割高になるということがあります。生産から収穫までの労力も当然かかってまいりますし、議員ご指摘の出口、流通の確保、こういうようなものも必要になってくるということが考えられます。

また、消費者側の視点で考えますと、農地の景観や生産に係る環境への影響に対する理解、当然虫とかそういうようなものも出てくるでしょうし、いろんな周りへの環境にも影響が出てくるでしょうし、それから取れた食材の虫食いの野菜とか形が不ぞろいであったりとか、そういう味とか形、大きさなど品質にばらつきがあっても、それを無農薬であるということを評価して消費者がそれを消費するといった、そういう意識改革というのが必要になってくるかなと思っています。生産から消費されていく循環を地域のみんなが理解して、こうしたシステムを構築していくかどうか、ここが非常に大きな課題になってくると思っています。

現在のところ、本市では先ほど申しましたように給食に関しても検討はしていない状況ではございますが、国の補助メニューを見ながら本市の実情に合った政策、今後研究していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

急に全部やれとか、そういうことは非常に難しい案件かと思いますが、1%でも、0.1%からでもやっぱり始めていくことに非常に意義があると思いますし、環境こだわりを進めている一方で有機をどう扱うのかという、今の環境こだわりやっている人とどう差を

つけるのかとか、そういうところも調整はしていかないといけないと思います。そういうのも踏まえて、野洲市としてどういうまちづくりをしていくかとか、そういうことにも関係してきますので、今後しっかりと検討していくことかなと思っております。

その中で、こういった給食に対して国会議員でも国会の中でもっと進めていったらどうですかというふうな質問をされております。これ5点目になるんですけども、それに対して、農林水産省の答弁としては、給食は各市町村の自治事務でありますと、自分たちで考えることでありますから、そういう農産物の導入には各市町村長の指導力を発揮していただく必要があると。要は、国はメニューを用意しているけども、やるかやらんかはそのまちのまちづくり、それから財政等いろいろあると思いますけれども、そういうところですよというような返答をされております。

僕がこの質問をするというのに当たって、市民の方からこんな新聞が出ていたよという情報をお聞きしました。これは中日新聞に2月19日ですね、先月出ているものなんですけれども、オーガニック給食動き始めたということで、大きな一面記事になっております。

こうした動きで、本当にこの全国の市町村、そして県でいろんな取り組みが始まられております。

これは、やはり進むべき方向性だなどみんながある一定の共通認識を持っているからこうしていろんなところ進めると思いますけれども、これに対して、現在の市長がどういうふうに考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の、オーガニック給食に係る考え方についてのご質問にお答えいたします。

オーガニック給食につきましては、そのほうが望ましいことだと一定の理解はいたしております。しかし、学校給食をオーガニックで全量調達できるのかという点で、現在課題があります。また、オーガニックのほうが相当コストが増加する可能性があり、現在食材に係る費用は保護者負担になっておりますので、保護者にも十分な説明や同意を得る必要があると考えます。

このように、オーガニック給食を導入するためには、十分な調査、研究が必要だと考えております。

これらのことから、オーガニック給食の導入にはハードルが高いところがありますが、

環境に配慮した食材を可能な限り使用することで、安全、安心な給食が提供できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。非常に前向きな言葉をいただきました。

その中で、これは直近の話なんんですけど、滋賀県内でも日野町がこのオーガニック給食に対して、滋賀県でも恐らく初かな、取り組むというふうにされております。この取り組み方というのも、モデル校を1校決めて、全量ではなくて期間を限定して実験的に行うということを今回の予算で出されているということを聞きました。

さっき市長おっしゃったように、全量オーガニックにしろとかというのはほぼ不可能です。これは僕も有機の業界にいますので、よく分かる話で、そうじゃなくて、ちょっとずつでもいいから、やはりそういうのを増やしていくということが、生産者を育てるであったりとか、加工業者も含めて徐々にというのが基本かなと思います。日野町でこうした取り組みが始まったことはご存じでしたか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 申し訳ないですけども、日野町でそれが進められるということはちょっと知らなかったです。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 日野町もそんな大きなまちでもありませんし、だからこそやりやすいというのもあるんですけれども、うちのようなセンター方式で大量に作っているというのも、一つ導入しにくい理由の一つにはなるんですけども、それでも1日とか、月1回とかでも始めていけるんじゃないかなと私は思っております。

先ほど価格の話でいうと、東京都の武蔵野市というのがあるんですけども、ここでオーガニックを提供されていて、ここは給食の食材基準を非常に明確に定められております。お米は低農薬、無農薬、有機栽培の米と野菜、非遺伝子組換えの飼料で育てた卵、日本の海水を濃縮して平釜で煮詰めた塩、有機丸大豆と国産米麹と塩で醸造した味噌、無添加の味噌、国産丸大豆と国産小麦で醸造した無添加の醤油、それからこれも無添加の本物のみりん、サトウキビの洗双糖、サトウキビ100%の洗双糖とか、こうした明確な基準を市で決めているんですね。これはすごい基準やなと僕も見て、ここまでやるかというぐらい思うんですけども、それでもトップクラスの恐らく給食費を取られています。これ、1食当たり50円程度高いと言われております。これは恐らく20日と考えたら、月1,

000円ぐらい高くなるのかなと。これを保護者を含めてどう見るかということなんですが、多分月1,000円のその上昇をどう捉えるか、それで子どもたちの残す残食も10%近く減ったとか、そういう効果も表れております。

こういったいろんな先進事例も含めて、食がそうした教育とかに与える効果というのもすごく高いと言われておりますので、こうした検討もこの教育分野もそういう教育に与える食の影響という部分で、もう少しそういったところも検討していただいて、PTA等々含めて、何か醸成していただけたらなと思うんですが、そういう動きも今後検討はいただけるでしょうか。これは教育長かな。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　今までの答弁を聞いておりますと、オーガニック給食やっていければ非常にいいなというふうには思いました。

ただ、本市でもこれから給食センターの改修に18億円という多額の費用を必要としたりということがありますので、非常にちょっとハードルが高いかなというふうに思っております。

それから、その給食費を毎月1,000円上げていくことに関しましても、なかなかご理解が難しいかなというふうに思っておりますので、今後の検討材料というんですか、ちょっと関心を持って研究していかなければというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　いろんなお金がこれから非常にかかるということで、難しいというような話ではありました。

もちろん、政治で上からこうしなさいというのは不可能だと思いますし、もちろん市民の皆さんとかPTA、ご家庭の保護者とかも含めて、こうした子どもたちのためにやっていこうじゃないかという機運が起こって初めてできることだと思いますので、こういったことはアンテナをしっかりと張っていただいて、そういう動き、野洲市でもございますので、また取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

では6点目に行きます。

今回、国もお金を出すということを言っておりますし、先ほど言いました先進的なグリーンファーマーである中道農園さんという力強い力が野洲市にはございます。こうしたことから、この野洲のまちづくりにおいても、一定そういった方向性というのは、これから

人口を増やすためにやるわけじゃないんですけども、この町の人がより気持ちよく暮らしていく、津村議員がこの前ウェルビーイングと言いましたけれども、みんなが気持ちよく暮らす上でこういう持続的な農業というのを市としても進めていますよというのは、1つの大きな売りになるのではないかなと思いますが、そういったことに対して、まちづくりの観点から非常によい効果を生むのではないかと考えますが、市長に見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の、みどりの食糧システム戦略事業の取り組みがまちづくりに効果的ではないかの見解についてのご質問にお答えいたします。

食へのこだわりや環境意識が高まっている中で、令和4年7月に環境こだわり農業等が構成する琵琶湖システムが世界農業遺産に認定されました。また、有機農業に先駆的に取り組まれてきた市内の生産者が、全国で初めてグリーンファーマーに認定されました。先ほど議員も言われました中道農園さん、私もここを訪問させていただきました。このような状況で、今まで本市が進めてきた環境こだわり農業に取り組まれる農業者が増えることが期待されております。

一方で、環境に配慮した有機栽培などの農業は栽培コストが高いことや、適正な価格で出荷できるかといった課題があります。

本市としては、みどりの食糧システム戦略に基づき、それらの課題の解決を図ります。ただし、地域によって土壤や栽培される作物が異なるため、その地域の実情に応じた取り組みが必要となります。先進地域の取り組みや、農業者の意見等を参考にしながら、本市に合った持続可能な食糧システムを進めていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） それでは、次の質間に移りたいと思います。次は、野洲市における新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についてという質問をさせていただきます。

これは、資料のほうをお願いいたします。また文字が多くて恐縮なんですが、これは文部科学省が出している「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」というものの概要となっております。スクールズ・フォー・ザ・フューチャーという未来志向で学校施設をつくりなさいよというような提言といいますか、こういったものが出ております。書いてあることは非常にいいことばかり書いてあります。ただ、非常にお金がかかるようなことだなとは思いますが、そこに未来志向の視点として4点が挙げられております。学

校は教室と廊下、それ以外の構成されているという、要は箱、ただの箱であるという固定概念を外して、全てが、あらゆる空間が学びの場であり教育の場、表現する場、心を育む場になるという考え方。それから単一的な機能、特定の教科にとらわれず、多目的な活動に対応していく柔軟性を持つということ。それから紙と黒板中心の学びから、そうではない1人1台端末というタブレット、パソコンございますが、そういったものも使いながら社会的な課題変化に対応していく可変性を持ちなさいよと。その他にも、どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学びやをつくるか、それを生かすか、関係者がしっかりとそのビジョンを共有しなさいよというようなことが書かれています。さらに固定概念を外すことであれば、学校校舎の中じゃなくても、リモート授業のように何かの理由で学校に行けない生徒にも授業を提供することもこれから可能ではないかと思っています。

ただ、野洲市でも小中学校の老朽化による建て替え、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、大規模改修といった整備事業が進行中であり、これからも何件か控えているという状況であります。

その中で、私もこういう視点で議会に上がってきたものを見れていたかというと、ちょっとできていなかつたなというふうに考えております。

また、ある校長先生と話している中でも、やっぱり野洲市の学校整備にはこうした未来志向の観点というのが非常にちょっと弱いというふうにおっしゃっていました。コミュニティスクールというのもこれから実施していく中で、地域の方といいかに交わっていくか、そのまちづくり、そういう環境、そして防災、そういった様々な部分の総合的な観点でこの学校という施設のものづくりを考えていかないといけないのではないかと考えております。

今回も市長部局と教育委員会、まちづくりはどちらかいうと市長部局、学校は教育委員会ということで、先ほどの農政と教育委員会ということも分かれている、要は縦割りなんですね、行政というのは。なので、そこの連携というのはなかなか双方が本気にならないと、うまく連携が取れないのではないかというふうに考えております。ですので、今回そういったことを是正して、より総合的な観点でからの施設整備をしていってほしいという意味で質問させていただきたいと思います。

まず初めに、この新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、野洲市はどうのように考えているのかということを市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中陽介議員の学校施設の在り方についてのご質問にお答えいたします。

野洲市の未来を担う児童生徒にとって、学校生活は大変重要であり、誰もが安全、安心で快適な学びができる施設であるべきと考えます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） おっしゃられるとおりだと思いますけれども、この文科省が出している新しいこの提言を見られて、これはどのように感じられましたか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 回答が簡単なものでしたから、いささかご不満かもわかりませんけども、この提言というんですか、スクールズ・フォー・ザ・フューチャーのところでも4つの未来志向の視点ということで書かれておりますけども、こういうことを一つひとつ実現できるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 考えていきたいということで、次に行きます。

現在進めている建て替え、大規模改修等において、こうした考え方は反映されているのか、それからどのような形で反映されているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 議員の皆様、おはようございます。

施設のことですので、私のほうからお答えをさせていただきます。
小中学校の大規模改修事業や増築では、既存施設の改修や一部の増築であるため、一定の制限がございます。しかし、その中でも多目的ホールといったことやフリースペース、それと小規模学習室など新たに設置をしております。また、明るく開放的な廊下や、温かみのある木材を壁に利用したり、トイレの洋式化や床素材をビニールシートへと変える乾式化などにも取り組んでおります。さらに、環境に配慮した省エネルギー化を実現するため、LED照明などの導入もしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。一定そういったことも踏まえて検討されているということですけれども、では、3点目に行きますけれども、その教育委員会とまちづくり部局、財政、環境、防災、市長部局との横断的なそういった検討体制ということ

であったりとか、その複合化の検討、あとはプロポーザル方式とか含めて、こういった総合的な検討というのは、この建て替え、これからも含めてどういうふうに検討されたかということを伺います。3点目です。市長と教育長。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 中期的視点からの計画的、効率的な整備推進の必要性についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、私からご回答申し上げます。

現在進めている限定された現有施設の大規模改修分や一部の教室の増築では、一定工夫をしているものの、未来志向で示す全ての実現は難しい現状がございます。

学校施設に限らず、地域と連携協働し、活動、交流拠点や防災拠点として有益に利用するなど、まちづくりの一環として、学校を含めて複合的に整備していくことは将来的に必要と考えており、これは市長部局と教育委員会とを一体的に検討することが必要であると考えております。今回の未来志向の視点で、柔軟で創造的な学習空間を実現する学校施設のあり方はよりよい方向性だと考えており、実現可能なことから取り組んでいきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 先ほどの市長の答弁と同様に、教育委員会としましても未来志向の視点で、柔軟で創造的な学習空間を実現する学校施設のあり方は、よりよい方向で望ましいというふうに思っております。

今後は、多目的ホールを地域で利用していただくことや、コミュニティスクールとの連携など、地域の方々が積極的に集える場として、学校を運営面でも考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ちょっと、大体分かったんですけども、検討を今までされている中で、横断的ないろんな部が集まったようなその検討の会というか、そういう検討というのは現状は行われてないということですか。現状は行われた上で進めておられるのか、まだそれは縦割りじゃなくて、横も含めた検討というのは行われてないんですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今やっている事業については、大規模改修なり一部の増築ということですので、横断的

な協議というか、そういったことは行っておりません。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　今後大規模改修であっても、そういったほんまにコミュニティスクールとかを機能させていこうと思うと、地域の方であったりとか、まちづくり部局であったりとか、防災であったりとか、そういったところとしっかりと協議されていく必要があると思いますけれども、今後の、今決まっているものに関してはもうどうしようもないと思いますけれども、今後にあってはそういった横断的な、しっかりと検討も含めた上で進めていってはもらえるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再々質問にお答えをさせていただきます。

例えばのお話ですけども、学校が全面的に言えば建て替えですか、そういったことになりましたら、まちづくりの部局ですか、防災ですか、そういったところと連携というか、当然それは必要になってくると思います。

今進めている大規模改修とかそういった面では、必要になれば、例えば体育館の防災の関係ですか、そういったことでは、必要に応じて今は連携をさせていただいているということで、今後も、これから北野小学校ですか中主中学校といった大規模改修も進めていきますけども、必要に応じてそういった協議もさせていただこうというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君）　田中議員。

○2番（田中陽介君）　必要に応じてということで、大規模改修だと、あまりそういうのが反映できにくいよねというような答弁かと思いますが、大規模改修の中でも工夫できるところは多分いろいろあると思いますし、各校校長がそれぞれ思っておられる部分、それから教育部長、教育部局、教育部が考えている部分、その現場の意見と市部局といいますか、の意見も聞いていると結構差異があるというふうに感じます。そのいいところをしっかり両方のいいところ取っていって協議していただきたいなというのが、議員としてはそういうふうに思うわけですけれども、そこの協議というのはどういうような、例えば校長の話を聞いても全然その辺がやっぱり弱いよねという意見されているということを僕は聞いていますけれども、そういった認識というのは教育部局としては持っておられますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

大規模改修とか、そういういった進める場合には学校現場の声というのは大切ですので、十分に協議をさせていただきながら、各学校の校長さんとか現場の意見というのは最大限尊重しながら進めております。

そういういた中で、先ほどのちょっと補足になりますけども、これからコミュニティスクールというのを始めまして、その中には、地域の方が学校の方針とか、そういういたことにも助言というか、協議をいただこうと思っていますので、大規模改修とか、そういういたことにも地域の方の声も生かさせていただこうと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） おっしゃるとおりで、そういういた関係する人が増えれば増えるほど子どもたちも接する人が増えるでしょうし、知恵もその分いろんな知恵が入ってくると思います。調整の難しさはそれに伴って出てくる部分もあるかと思いますけれども、人が関わったら必ずそれが起こることですので、そこはしっかり調整していっていただきたいなと思います。

また、文部科学省のホームページで見つけたんですけども、「CO-SHA Platform」というのがあります。これは、学校施設整備のための共創プラットフォームというような書き方がされておりました。多分、予算をつけて文科省が作ったものだと思うんですけども、そういういたものの存在というのはご存じでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 「CO-SHA Platform」については、ちょっと存じておりません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そこに書いてあるのは、相談業務でありますとか、これは無料相談と書いていました。無料で相談できますというところであったり、あとはアイデアの事例集がそこにいろいろあったりとか、あとはイベントコミュニティづくりのお手伝いをしていますよというようなことが書いてありました。要は、まちづくりの中で学校をどうしたらいいのかとか、そういうことをみんなでつくっていくためのいろんな手助けを、これは多分文科省の予算でやっていることですので、ぜひ使えるんであれば使っていただけたらいいのかなと思います。

その中で、追加の質問になりますけれども、結局文科省はそうやっていろんな新しいこ

とがいいよいよと言って、先ほどの資料でもありましたけども、非常に魅力的な絵は書いてあるんですけども、じゃあそれ予算どうするのということなんですね。結局、予算がつかへんかったら、最低限の箱だけつくる予算をつけられても、市独自でそんな力ありませんよというのが正直なところかと思います。なので、こういったことに対して、市長を中心として、やっぱり国の方にしっかりとそれをつけると、こういう学校がいいなと言うんであれば、そういう学校にできるお金をつけるということをしっかり言っていかないと、市単費でそんなことできるわけないでしょという話だと思うんです。そういうところに関して、市長、どういうふうに国の方にしっかりと求めていっていただけるのかというところをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 先ほどのオーガニックの給食もそうですけども、国が言われることは理解はできるんですけども、田中議員おっしゃるように、予算がついていかないということは大きな問題でありますので、こういう「CO-SHA Platform」とか、そういうものを提言されるのであれば、やはり国の方に予算要求をしていきたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。そうやって、しっかりと市からもそういう要求を国にしていただくということが大事ですので、よろしくお願ひいたします。

その中で、明石市とかです。要は、国がしなければいけないようなことを率先して市でやって、すごく人口が増えているというような市もあります。それは、やりくりの中で何とかやっていっているということを市長は言っておりますし、別に人口を増やすためにやっているわけじゃないと。今ある人たちが気持ちよく暮らしていく、その人たちの質を上げていったら必然的に人口は上がるんですよと、そういうことを言っておられます。人口を増やすことが目的じゃなくて、そうやってみんなのいい生活をつくっていくのが市の仕事だと思いますので、そこを観点でやってもらいたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 田中議員がおっしゃるとおり、人口を増やすためにそういう施策をしていくのか、子どもたちのことをまず第一に考えて、おのずからそれが人口が増につながるのかということで、誠におっしゃっているとおりだと思いますので、それを旨とし

て施策というんですか、市政運営をしていきたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第1番、小菅康子議員。

小菅議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

それでは、私は3項目の内容について一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、新型コロナウイルス感染症第5類引き下げについて、関連して質問をさせていただきます。

まず初めに、市立野洲病院の職員の皆様に対しましては、これまでの厳しい新型コロナウイルス感染症に、本当に大変厳しい労働環境のもとで、患者の皆様の治療に奮闘いただきまして、まず初めに、この場で感謝を申し上げます。

また、学校や幼稚園などの教育機関、高齢者や障がい者施設、保育園や学童保育所などの施設でも、施設でケア労働に携わっていただいている職員の皆様に対しても、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

政府は、5月のゴールデンウイーク明けの8日付で、コロナ対応を季節型インフルエンザと同程度の感染症第5類に引き下げる決定しました。しかし、市民の皆さんや、また医療関係者から、この5類引き下げについて、本当に大丈夫なのかと不安の声も少なくありません。専門家の間でも、新型コロナの感染力は季節性インフルエンザより高く、後遺症や死者数が多い、また新型コロナは季節に関係なく幾度も波が起り、その都度、医療機関の逼迫や救急搬送困難事例が起り、今後も起るかもしれませんと言われています。

事実、本市でも感染が広がるたびに、今回の第8波でも野洲病院での発熱外来がパンク状態になり、病床の受入れも大変な状況であったと聞いています。

そこで、1つ目の質問です。

この第5類引き下げについて、まだ国の方針が確定的な部分もありますが、国は5類医療体制案を3月10日にも発表することですが、この見直し案の概要が既に新聞などで明らかになっていますが、第5類となった場合、本市で野洲病院の体制はどうされるのかという問題があります。野洲病院で引き続きコロナ患者の治療を担っていただけるのかどうかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川聰君） 議員の皆さん、おはようございます。

小菅議員の第1問目の第5類移行後の患者の受入れについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類相当から5類に移行された場合の病床の取扱いなど不透明な部分が多くありますが、市立野洲病院としては、移行までの間は県から要請のある病床数を当然確保していきますし、5類に移行となった後についても、発熱外来や入院の受入れを行い、市立病院としての役割をしっかりと果たしていくと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

この第5類への移行後、感染者の全数把握がなくなり、患者さんや濃厚接触者の行動制限、また在宅療養者への健康観察もなくなりますが、これにより新型コロナはもう終わつたのではないかという、ある意味誤ったメッセージを社会に広げる危険があると私は思っています。

また、検査費用、外来診療は自己負担になり、重症化リスクの高い人が医療費を払えないという理由で病院に行くことをためらい、悪化することにつながらないか危惧されます。病院管理者として、この国の方針に対してどのような見解をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 小菅議員の再質問にお答えをいたします。

今、小菅議員が言われたように、特に野洲病院においては高齢の患者さんが多いと、また重症化リスクの多い患者さんもたくさん通院あるいは入院されていることから、世の中が2類相当から5類になった場合に、マスクの着用等の基準が緩むわけすけれども、当然病院内ではそういう患者さんが多くおられることから、職員をはじめ、入院患者さんあるいは面会の方に関しても、当然院内でのマスクの着用をお願いしたりとか、当然今まで、どのような感染症でも同じですけれども、感染症対策をきっちり行うということを考えておりますし、政府が言われている特にハイリスクの方、問題がないのであればワクチン接種を十分にしていただきたい、感染予防、特に気をつけていただきたい。また、そのような方と接触するような業種の医療職の方についても同様に、今までのような注意深い感染対策をしていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。

2つ目の質問に行きます。

新型コロナウイルスはなくなったわけではありません。もちろん次の波が来ないことを願うものであります、新型コロナはインフルエンザよりも感染力が強いとされています。また、先ほど先生もおっしゃったように、高齢者の致死率はインフルエンザよりも高いと言われています。つまり、感染を広げないためには、5類に変更してもコロナ患者さんとそれ以外の患者さんとの動線分離が必要になると思います。これまでのよう、コロナ病床としての体制継続が必要となります。この点は継続していけるのかどうか、どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 小菅議員の2問目のご質問にお答えいたします。

第5類移行後におけるコロナ病床としての体制継続の考え方についてであります。5類に移行した場合においても、先ほどお話ししましたように院内感染対策を十分に配慮しながら、コロナ患者を受け入れる病床を確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。コロナ病床がしっかりと確保されるということで、そこについては安心をしました。

再質問させていただきます。

現在はコロナ患者の受け入れのため15床を確保してくださっていますが、すみません、もとい。すみません。

職員の体制についてお伺いします。

これまで職員が陽性者になられたり濃厚接触者となったという中で、大変厳しい労働環境の中で対応をしてくださっていたと聞いていますが、今後この職員の体制というものはしっかりと取れるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

現状で言いますと、野洲病院におけるコロナ病床数に関しては県のフェーズがありまして、今フェーズ1の状態になりましたので、県から要請されている病床は実はゼロなんです。でも、実際には病床としては空けて、患者さんがもし来られたときに入院できるような体制は整えておりますけれども、今県のほうは、先ほど小菅議員が言われたフェーズ4

の一番重篤な場合に 15 床確保していて、フェーズが落ちれば、そのたびに病床数を減じているというのが現状です。それに併せて看護体制、看護師さんの配置等を検討しておりますので、現状では今フェーズ 1 になって、病床、県からの要請はなくなっていますので、その負担は、看護師さんの負担は少なくなっておりますが、小菅議員が言われるように、またクラスターなり、またこの波が来たときにそういう体制を取れるように、今までも取れておりますので、十分に過重労働にならないように、体制を組みながら対応していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。

質問 3 行きます。

今、現状フェーズ 1 ということで、今は病床は空いている状態だということですが、たとえ 5 類に引き下げになったとしても、先ほど先生もおっしゃったように、医療体制と現場はこれまでの方法を多くの部分で踏襲しなければならないと思います。であれば、現在国が実施しています診療報酬上の特例措置や、病床確保量の継続が必要だと思いますが、この問題についてどのような見解なのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 小菅議員の第 3 問目についてお答えをいたします。

市立野洲病院としては、市立病院としての役割をしっかりと果たしていくことに尽くると考えております。診療報酬上の特例措置や病床確保の補助金などは、国が定める制度の中で今後も適切に対応していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今後この病床確保量などが……。すみません、再質問です。今後この特例措置や病床確保量が段階的に減らされていくということもお聞きしていますが、そういうことになっていった場合でも、きちんと野洲病院でその体制を組んでいただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話ししましたけれども、例えば現在、今滋賀県のフェーズはフェーズ 1 です。

ということは、県から要請される病床、野洲病院はゼロです。ということは、今言った特例措置等はないという状態ですけれども、先ほどお話ししましたけれども、最低限のベッドは確保して、患者さんが入った場合には対応するということを考えておりますので、15床ずっと空けておくという、当然経営的な問題があつたり、あるいは一般の患者さんの入院が制限されることが起こりますので、ずっと空けているわけではないんですけど、先ほどお話ししましたけれども、今までの2類相当の段階でのフェーズによって病床を確保したようなことが今まで経験がありますので、それを踏まえて対応していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。やはり市立病院ということで、先生も十分体制を確保していくということをおっしゃってくださっていますので、私たちも安心して行きたいと思います。

では、質問4に行きます。

第8波は、過去の波より感染者数や死者数が増大しました。死者が多い背景は、高齢者施設でのクラスター発生が多いと言われています。野洲市でもクラスターが発生していますが、第8波で野洲市の現状はどうだったのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、小菅議員の4点目の質問についてお答えさせていただきます。

滋賀県感染対策課に確認したところ、第8波として、令和4年11月1日から令和5年2月28日現在までに野洲市内で発生したクラスターは6事業所で、これによる感染者数は56人となっております。その内訳は、介護関連事業者が5、事業者感染者数46人、障がい関連事業者が1、事業者感染者数が10人となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。野洲市でも6事業所でクラスターが発生したということで、施設の職員さんは大変だったろうなと思っております。

では、質問5に行きます。

第5類に引き下げになったとしても、高齢者施設での感染対策、感染予防対策は引き続

き行わなければならぬと思います。第8波でも、野洲市での高齢者施設で先ほどもありましたがクラスターが発生しています。利用者の方や職員のPCR検査や感染対策、陽性患者の入院確保など必要と考えますが、どのような対策を取られるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、小菅議員の5点目のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げになった際の高齢者施設における感染予防対策につきましては、これは高齢者施設だけに限らず学校や園、あるいは福祉施設などの新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等につきまして、これまで2類相当の感染症として、国や県が主体となって対策の周知やクラスターの発生が疑われる場合の一斉検査、あるいは入院病床の確保などに取り組まれてきたところでございます。

今般、厚生労働省の審議会結果を踏まえまして、今後特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日からは新型コロナウイルス感染症を5類感染症とする方針が示されましたけれども、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、今後も当面は感染防止対策や適正な医療の提供などを続けることが重要課題であるというふうに考えております。

国では、必要な準備を進めながら段階的に5類へと移行していくため、医療体制に関しては、3月上旬をめどに具体的な方針が示されることとなっておりまして、先般からの報道等の情報によりますと、施設内療養への支援など、高齢者施設に対する既存の支援体制を当面は継続するとともに、高齢者の入院先確保のため、診療報酬の加算措置などを検討されているようでございます。

こうしたことから、市としては、今後の感染症対策や陽性患者の外来受診あるいは入院病床確保等についての国や県の動向を注視していくとともに、昨日厚生労働省の専門家会合で、有志から新たに今後も続けるべき5つの基本的な対応というのが提示をされましたけれども、本市におきましても、引き続き場面に応じたマスクの着用や手洗い、換気など、各施設で取り組める感染症予防対策等についての周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　ありがとうございます。再質問させていただきます。

第8波では、県内で多くの高齢者施設でコロナ感染者が施設内療養という形で、施設で

とどめ置かれたということが多くありました。普段ですら厳しい介護現場であります。そういう中で、職員の方にはさらなる大きな負担を強いることになったと思います。野洲市も同様のことであったと思います。

そもそも施設内療養ということが発生しないように、やはり国、県に医療体制の充実を求めるごとにともに、コロナによって例えば介護離職ということを生まないためにも、やはり介護職員の処遇改善であったり、そういうことが取り組みが必要ではないかなと思いますが、その見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

確かにクラスターといいますか、事業所内で感染が発生しますと、入居者の方もそうですが、職員の方に非常に負担がかかるということは聞いておりますし、感染が分かれればEBS検査を利用したりとかして感染の拡大、それからユニットを分けたりとか、そういうことも対応していただいている。

それで、介護職員の処遇改善につきまして、昨年一定の改善がされて、それが報酬に反映されているところですけれども、コロナに限らず介護現場、人材不足ですので、機会があるごとにそういう処遇改善については国、県のほうに働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 医療体制の充実をということでしたので、ちょっと補足でお答えをさせていただきたいと思います。

病床の確保というのはなかなか、医療体制を充実していくというのは一足飛びには難しいかなというふうに思っておるんですけども、現在でも高齢者施設等で施設内療養をされたときには、1人当たり最大30万円の補助というのが出ており、また医療機関から看護師を派遣した場合の補助というのも設定をされておりますので、医療体制の充実というのも当然求めていく必要があろうかと思いますけれども、それと併せて、医療体制一括ではなくて、いろんな面から対応ができるように充実を求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員、次の質問ですか。

○1番（小菅康子君）　　はい。

○議長（荒川泰宏君）　暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

（午前10時20分　休憩）

（午前10時35分　再開）

○議長（荒川泰宏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川病院事業管理者より答弁の訂正を求めておられますので、これを許します。

前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川　聰君）　先ほど小菅議員に対する質疑の中で、少し不正確というか間違ったことをお話しましたので、訂正させていただきます。

現在、新型コロナウイルスに対して、県民の警戒レベルとしては1のレベルになりましたけれども、私ども病院に対する病床確保のフェーズは現在まだ4であります、野洲病院では今8床のベッドをキープしております。

ということで、先ほど少し不正確なことを申し上げましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　では、2つ目の子育て支援について質問をさせていただきます。

コロナ禍や物価高騰も加わり、市民の暮らしと営業は大変なものとなっています。とりわけ、子育て世代は就労や実質賃金の低下の中で医療、福祉、教育費の負担は大きな影響を受けています。

このような中で、野洲市では子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、日夜出産、子育てに様々な施策を行っていただいていますが、改めていくつかの観点で質問をさせていただきます。

まず1つ目に、今回新たに国の施策で始まった伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金事業について質問します。

この制度は、全ての妊婦及び主にゼロ歳から2歳児の乳幼児を養育する子育て世代が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を実施し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ制度で、また経済的な負担を軽減するため、給付金を実施する制度です。

この事業は、給付金とともに、切れ目のない養育支援、相談、アンケートなどの支援が

行われますが、面談や支援の内容など、具体的にどのように取り組まれるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、小菅議員の子育て支援についての1点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市では、これまでから、安心して出産や子育てができるよう、産前産後サポート事業や産後ケア事業、乳幼児健診など、妊娠期から育児期にかけての切れ目のない支援の充実を図ってまいりましたけれども、令和5年2月からは、国が新たに創設をされました伴走型支援及び出産子育て応援給付金事業といたしまして、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を一体的に実施していきます。

伴走型相談支援では、妊娠届出時に妊婦とその家族が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、保健師、助産師等が妊娠中の健康等に関する相談を対面で実施をしております。その後、妊娠8か月頃の妊婦を対象にアンケートを送付し、出産や産後に対する不安について、本人の希望に沿って面談を実施いたします。また、出産後は赤ちゃん訪問時に産婦の健康状態を把握し、必要な産後あるいは育児の相談をお受けすることとしております。

今回新たに実施をいたします応援給付金につきましては、妊娠届出時及び赤ちゃん訪問時に申請方法をお伝えし、出産応援は妊婦1人当たり5万円、子育て応援につきましては子ども1人当たり5万円を給付することとしております。

以上の取り組みと関係機関との連携等によりまして、これまで以上に妊産婦等に対する妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　再質問させていただきます。

この事業は、健康推進課の中の子育て包括支援センターで行われますが、これまでも乳幼児訪問や産後ケア事業など、様々な、先ほども回答してくださいましたが、これまでも様々な事業を行ってくださっています。さらに、今回の新たな伴走型事業を行われるに当たっては、よりきめ細やかな相談や支援が必要になると思いますが、体制の問題です。体制の拡充、とりわけ職員配置の増員などが必要だと思います。

先日、担当課にお話を伺いに行ったときにも、今回の事業が始まったことによる仕事が増えたことによる職員の体制についてお話ししされていましたが、今後4月以降、体制の拡充はどのように図られるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　再質問にお答えをいたします。

保健師等、専門職による面談等につきましては、これまでからも実施をしておりますので、そのノウハウについては十分蓄積をされているのかなというふうに考えておりますので、一定の対応は可能かと思っておりますけれども、特に給付金につきましては今回新たに加わった事業となってまいります。そういうことも含めまして、なかなか年度途中での人員体制の拡充というのは難しいと思うんですけれども、新年度に向けて、可能であれば人員の拡充を図っていただきたいということは、人事の部門とも共有をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　再々質問します。

よりきめ細やかな支援を行うには、今保健師や助産師さんはノウハウがあるからということでしたが、さらにきめ細やかな支援を行うには、今の体制で十分に行えるということでおろしいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　補足になりますけれども、今回の事業に向けてということではないんですが、これまでからもやはり専門職、保健師については、やはり人員不足の感がございましたので、ここは一定新規採用というのをお願いしております。新年度につきましては一定、数名保健師が採用されるというふうには伺っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　2つ目の質問に行きます。

伴走型相談支援に関わって、市では出産後に体や心の不調や育児に不安を抱える方や、またご家族の支援が十分に受けられないお母さんと生後1歳未満のお子さんを対象に、医療機関や助産所などで産後ケア事業を行っていただいていますが、この内容と体制についての質問をします。

まず1つ目には、令和3年度の野洲市の出産数と、令和3年度のこの産後ケア事業について、申請数と実際に利用された件数、実績をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　2点目のご質問にお答えをいたします。

令和3年度の本市の出生数につきましては387人、母子健康手帳の交付につきましては377人でございました。

また、令和3年度の産後ケア事業の申請者数につきましては6名、利用者数につきましても同じく6名となっております。

利用実績につきましては、宿泊型が11日、通所型が13日となっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　質問3に行きます。

市の委託されている産後ケア事業所ですが、やはりケア事業が利用者の要望に応えるものでなければならぬと思います。

そこで、お聞きします。

野洲市が委託されている事業所は何か所ですか。また、野洲市の場合、現在の事業所数で、申請者の希望どおりに対応できているのかどうかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

現在、産後ケアの委託施設につきましては9か所となっております。利用者が集中する場合は、希望される施設や内容、日数等について調整が必要となりますけれども、できる限り希望に沿えるように対応させていただいております。

利用いただいた市民からは、ゆっくりと休養ができた、あるいは授乳がうまくいくようになったなどのご意見をいただいておりまして、今後も可能な限り市民の希望に沿えるように、産後ケアの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　再質問させていただきます。

委託先は、産婦人科など医療機関が多いのですが、今、利用者の方がゆっくりできた、また授乳が順調にいったなどのいい感想を述べられていますが、受入先の病院では、産後

ケアの受入れ病床、人員がきちんと確保されているのでしょうか。医療機関では、例えば出産が重なったりすると受入れができない場合があるということもお聞きしています。

また、受入先として、近年助産所でのケアが広がっています。現在、市では助産所が1か所契約されていると思いますが、さらに受入先を増やす、また、利用者には選択肢を増やすということも考えられるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、今の再質問にお答えをさせていただきます。

利用申請に当たりましては、希望の先につきましても、受入れ可能かどうかといった調整をさせていただいているので、これまでのところ、産婦人科医院から受入れを断られたというふうなことは、私としてはお聞きはしておりません。

受入先につきましては、議員ご指摘のとおり、基本的には産婦人科医院を中心となっておりますが、やはり産婦人科医院、数が限られますので、なかなかこれ以上増やしていくというのも難しいのかなというふうには考えております。だから、産婦人科医院でのケアが可能かどうかといったことも含めて、そこは今後の検討課題かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　では、4つ目の質問に行きます。サービスの申請から審査、認定までの問題について質問します。

このサービスを受けたいときに、申請してから審査、認定が行われ、利用者は利用承認通知書を持ってサービス提供機関へL I N Eできるとありますが、大体申請してからどれぐらいの日数を要しますか。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　4点目のご質問にお答えをいたします。

可能な限り申請者の希望日に利用していただけるように、先ほども申し上げましたけれども、施設等との調整が必要であったりとか、あるいはケース会議等が必要になったりとかいたしますので、現状では産後ケアの申請日からご利用の決定までにはおおむね2、3日程度を要しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

緊急の例えは切迫したような状況の場合の対応というのは、どのようにされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 具体的に緊急的なケースがあったかどうかというのは確認をしておりませんけれども、聞いている限りでは、例えば持ち回りで決裁をするとか、ケース会議をする、あるいは調整がたまたまうまくいったという場合には、最短で1日で決定をすることも可能だというふうには聞いておりますので、そういう対応は可能だというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） では、5つ目の質問に行きます。

産後ケアでは、双子などの多胎児の場合、より十分なケアが必要かと思います。多胎児への支援というのはありますか。

また、里帰り出産された方への支援について、野洲市に住民票があつて他市で出産された場合、また反対に他市から里帰りをして出産された方への支援はどのようなものですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、5点目のご質問にお答えをいたします。

多胎児に対しましては、特別なサービスというのは設定をしておりませんでして、サービスの内容自体に変わりはございませんけれども、利用に際しての自己負担につきましては、多胎児でも、お一人のお子さんの場合と同額という設定をさせていただいております。

次に、里帰り出産への支援につきましては、本市に住所登録がある方が里帰りをされている場合、里帰り先の市町へ赤ちゃん訪問などを依頼いたしまして、後日支援結果を提供いただくとともに、養育者へ本市の子育て支援情報等の提供を行っております。

また、他市町村から本市に里帰りされている場合も同様に、市町村間で連携をいたしまして、本市の保健師等による赤ちゃん訪問などの支援を行っているところです。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今お聞きしました野洲市に住民票がない方で、野洲市に帰ってきて里帰り出産をされた方の場合は、本人の申請があることがというふうにお聞きをしていますが、その辺はどうでしょうか。申請があった場合ということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） そのあたりの手続、ちょっと具体的には確認をしておりませんけれども、ただ本市に住所登録がない方が里帰りをされている場合、市では把握ができませんので、やはりもともと住所登録がある市町からの情報提供、あるいは本人からの希望があって、初めて野洲市として動くことができるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） このように、例えば野洲市に住民票がない方に対しても、赤ちゃん訪問やすこやか健診、乳幼児健診も受けられるということですが、こういう制度があるということを周知はされているのか、知らない方も多くおられるのではないかと思いますが、いい制度だと思いますので、広く周知していただけたらと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すみません、ちょっと先ほどの答弁、補足ですけれども、里帰り出産に対する野洲市の対応は、やはりご本人からの申請がないと対応ができないということをございます。

あと、里帰りをされている方への周知ということですけれども、これは当然もともとお住まいの市町においてもそういった周知はされていると思いますので、特にそういった周知ということはさせてはいただいておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） では、6番目の質問に行きます。

産後うつの方へのケア対応についてお聞きします。

多くの女性は、出産後の経過が正常な場合でも何らかの精神的な変調を来します。多くの場合は一過性で、自然に軽快しますが、2週間以上続く場合は産後うつが考えられると言われています。眠れない、食欲がなくなる、抑うつ気分、気力の減退などが続き、ひどい場合は自殺願望を持つなど深刻です。

この1月に、大津市でも放火、心中未遂事件が起きましたが、全国では産後うつによる悲しい事件が起きていました。

産後うつの予防には周りの支援も必要で、特別のケア対応が必要と考えますが、野洲市

の現状と、どのような対策を取られているのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　6点目のご質問にお答えする前に、ちょっと先ほどのご質問のお答え、さらに補足ですけれども、一応市のホームページで産後ケアについての周知はさせていただいておりますので、市外の方につきましてもそういったところをご覧いただくことで、一定情報は提供できているのかなというふうに考えております。

それでは6点目、産後うつへのケア対応についてでございますけれども、本市におきましては、産後鬱に至らないまでも、ハイリスクとして把握をいたしました妊産婦は、令和2年度で97名、令和3年度で90名おられました。

産後うつを発症する背景要因は様々でありますし、うつに移行しないよう、要因の把握と予防対策のため、本市では以下のような支援を行っております。

まず、妊娠届出をした全ての妊婦を対象に、母子健康手帳の交付の際、情報把握のためのアンケートを実施する中で、例えば予想外の妊娠や若年、高齢出産、うつななどの既往、あるいは支援の有無などの聞き取りを行いまして、まずは支援の必要性が高い妊婦を把握させていただいております。

また、母子健康手帳交付時以外にも、妊娠、出産、育児に関する各種の相談機会を設けまして、ハイリスク妊産婦を把握するようにしております。

支援が必要な妊産婦に対しましては、支援プランを作成し、必要な情報提供と産後ケアなどのサービスにつなげるための電話相談、あるいは家庭訪問等を行っております。

また、県のハイリスク妊産婦新生児援助事業というのがあるんですけれども、これに基づきまして、産科医療機関とハイリスク妊産婦申請時の把握や、適切な継続支援のための連携を図っておりますし、育児不安や産後うつの早期発見、早期支援についても連携を図っております。

今後も関係機関が連携した支援体制を維持しながら、妊産婦やその家族等が安心して出産、育児ができる支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　小菅議員。

○1番（小菅康子君）　いろいろきめ細かく対応してくださっているということで、安心をしました。引き続きよろしくお願いします。

次の質問に行きます。

3点目に、子どもの医療費無料化について質問します。

子育て支援は、妊娠から出産、また幼稚園、保育園、小、中、高校、大学まで、子育て世代の経済支援とともに、子どもの社会性など人間形成と基礎学力の習得など、子どもを社会に送り出すための支援です。これは社会と行政、政治の責任であると思います。

昨年10月から、市では子どもの医療費無料化、小学校卒業まで拡充されたことは大変評価するもので、若い子育て世代の皆さんから大変喜ばれています。しかし、全国の市区町村では、中学校卒業まで実施している自治体は、もはや95%になっています。県下でも実施していないのは大津市、彦根市、草津市、栗東市、守山市、野洲市の6自治体だけとなっていますが、大津市では令和5年度10月から実施を決める方向で3月議会に提案をされています。また、米原市では、当初予算で18歳までの無料化を提案されています。

少子化問題の解決には、安心して子育てできるようにすることが何より大事なのではないでしょうか。野洲市でも中学校卒業まで拡充すべきと考えますが、市長の見解をお聞きます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の中学校卒業までの子どもの医療費についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、子育て支援策の1つとして、子育て世帯が野洲市に住んでよかったですと思っていただけの福祉の充実を進め、ひいては人口増加の支援策の1つとして、私のマニフェストの中でお約束したとおり、令和4年10月に小学6年生までの子ども医療費助成制度を拡充したところでございます。

一方、子ども医療費助成制度は、県内でも市町によりその対象年齢には差があり、公平性の観点からも、本来は少子化及び子育て対策の一環として、国の責任において制度を創設するべきと考えており、本市では従来から国に対して要望をいたしております。

昨年11月には、全国知事会議においても、子どもの医療費について速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設することなどを求めた提言を採択され、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーである三日月滋賀県知事から、岸田首相に対し要望をされたところでございます。

また、本年2月28日にも、こども政策担当相に緊急提言書を提出されたとの新聞報道がございました。

今回、議員からご質問いただきました中学卒業までの福祉医療費助成制度の拡充につい

では、市単独で実施しようとすると、当然のことながら一定の財源確保が必要になります。一方で、滋賀県市長会から県に福祉医療費助成制度の見直しについての要望をされた結果、まずは滋賀県が県内市町とともに福祉医療費助成制度のあり方について検討していくこととなりました。そのため、本市といたしましては、その動向を注視しながら、適切に判断をしていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 国や県にも要望をしてくださっているということですが、再質問させていただきます。

全国で中学校卒業、先ほども言いましたが中学校卒業まで実施している自治体が95%、滋賀県内でも実施していないのが野洲市など5市だけです。これら多くの自治体がなぜ実施しているのか、ここが大事だと思います。

市長は、先ほど財源の問題をおっしゃいましたが、これは本質的な理由にはならないと思います。事実、実施している全国の大半の自治体は、財源が豊かだからかというと決してそうではないと思います。医療費の無料化などの子育て支援策を行い、中長期のまちづくりのあり方、住んでよかったですまち、若者世代が定着するまち、その結果として、にぎわいと活気のまちで、ひいては税収につながるものとして実施しているものと考えます。

市長は施政方針の中で、少子化対策もはや時間との闘いであり、子育て環境を社会全体で支援すべきものであると考えますと述べられていますが、改めてお聞きしますが、子育て支援を大局的に野洲市のまちづくりの観点からも考えることが必要だと思いますが、再度見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 大局的に考えて必要ではないかということでございますが、大局的に考えて必要ではございますが、財政のこともございます。そして、これ、特に医療圏域というたら何なんですけども、湖南4市が一様に足並みをそろえるということで今までこの施策については進んでおります。草津、栗東、守山、野洲の各医師会さんとの協議も必要ですし、一定のそういうことを経た上で進めていかなくてはならないということもござりますので、そういうものも踏まえた上で、先ほども申しましたように県、国にまず要望して、それを確認した上で前へ進めていきたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 質問ではありませんが、小学校卒業までの医療費拡大のときも、

野洲、栢木市長が率先してイニシアチブを取ってくださったとお聞きしています。中学校卒業までの拡大についても、やはりイニシアチブを取って、ぜひとも前向きに検討していただきますようお願いします。

それでは、次の質問に行きます。野洲市民病院について質問します。

昨年11月議会で、市民病院整備準備予算、議会議決され、定例議会では市民病院整備事業費が計上されていますが、改めて建設地としての立地検証や整備事業の進め方について質問します。

1点目に、これまで総合体育館敷地での建設について適地なのか、諸問題が議論されてきました。その中で、総合体育館敷地での建設は、市の中央部ということで最適地と強調されてきました。反面、多くのリスクが考えられます。駅前市有地では電磁波、軟弱地盤のリスクはありません。また、通院者の利便性、医師や医療関係者の通勤モチベーションなど、優位性が明らかになっているのではないでしょうか。

以上、メリットとデメリットを総合的に検証されたものなのか、改めてお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 小菅議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

今年度の当初以来、検討事項は課題とともに全て公開の上、議会や評価委員会、市民からご意見をいただきながら段階的に決定を進めてまいりました。

そういういた過程の中で、お尋ねの両場所のメリット、デメリットにつきましても偏らないよう留意しながら、まさに総合的に、客観的に判断してまいったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

7日の議案質疑でもいろいろな懸念やリスクについての質問がありましたが、最大リスクとなれば、費用のさらなる増加になる可能性、否定できないと思いますが、このような状態で進めていいのか、再度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、また小菅議員のほうからの再質問でございますけれども、我々これまでご提示いただきましたいわゆるデメリットと言われる部分、比較検討した結果、全て情報提供させていただきながら進めさせてきていただいたというふうに考えております。

先般の特別委員会におきましても、財政状況を踏まえた中で、今後の建築費増嵩の状況も全て公開をさせていただきながら事業を進めさせていただいておりますので、今後におきましても、その都度その都度確認をいただけるような機会を設けまして、事業を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2つ目の質問に行きます。質問の2点目に、関連して進め方の問題についてお聞きします。

これまでいろいろな場所で質問をしてきましたが、野洲市の地域医療と市民の命、健康を守る野洲市の拠点は市立野洲病院であります。加えて、市内開業医の皆さんとの連携であります。それだけに、建設地や病院の機能と経営、病院の収支は市の行政、市民や市議会、医師会とで両輪で進めるべき課題であると思います。

そこでお聞きしますが、これまで指摘してきましたように、病院を建てるここと予算は野洲市の行政でありますが、市民の命と健康を直接守り、担うのは医師と看護師など医療関係者であります。しかし、その両輪である医師会との関係では、医師としての専門的、また医療的な知見からの意見や提案については協議が正常にされない今までの推進であります。私は、このままで野洲市の地域医療、市民のための病院が本当に建設されるのか、疑問と不安を感じます。また、工事発注前の要求水準書にも結果として反映されないのでないかと思います。本当にこういう進め方でいいのか、医師会との協議は今後どのようにされるのか、市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の整備の進め方、医師会との協議についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、去る1月13日に守山野洲医師会の理事、役員の方々と懇談の場を持ちました。その機会を経ての考え方は、先日、2月20日の全員協議会でご報告をさせていただいたとおりでございますが、本会議でご質問いただきましたので、改めて私と前川管理者が連名で発した考え方について、以下朗読してご答弁に代えさせていただきます。

「去る1月13日の守山野洲医師会との意見交換の場において、医師会からは新病院整備場所を野洲駅南口の市有地とすることが求められました。そして、その理由として、整備用地の地盤の安定性や病院経営の持続性に係る懸念が示されました。こういった具体的の

懸念事項について、市は既に持ち得る全ての資料を提供しており、医師会もまた、それらの内容を事前に承知されていると聞き及んでいましたので、残念ながらご理解に至っていただけなかったと認識いたしております。その他、医師会の学術性とは由縁がないご意見ではありましたが、市長の信任に関するご意見も述べられました。これに関しては、開会に当たり、市長自身からこれまでの政策決定の過程で多大にご心配をおかけした旨おわびいたしましたが、お許しいただけなかったものとして残念に感じております。

しかしながら、本事業は市や市議会、ひいては市民にお認めいただいたものであり、その決定を執行部が変更することは既にできないところです。そして、従前の資料で説明の回数だけをただ重ねることも合理性に乏しいと考えます。

そこで、今後についての考え方として、先記のご懸念や市政への不信感をお解きいただくためにも、本整備計画を瑕疵なくスムーズに推進し、事業達成の確度を高め、計画地の優位性を早期にお示ししていくことが最も有効で確実な手立てであると認識するに至ったところであります。引き続き、地域医療のため、医師会のご理解、ご協力を得ることは重要であると考えており、今後も新しい情報や進捗がある場合には丁寧に説明し、膝を交えて意見交換をさせていただきたいと考えております。

以上です」。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

今回改めて提案されました病床について、急性期を50床から60床、維持期を50床から40床に変更されました。これは、一定医師会などの意見を反映したものと考えますが、しかし、どのような病院にするのか、また、それにより病院収支はどうなるのかなど、医師会との協議はまだまだ不十分だと思います。1つの例を示しましたが、私はこれでいいのかと思います。

去る1月13日の医師会との意見交換会では、維持期病床問題以外にも、2024年の医療改革や病院建設が総合体育館敷地となれば、通院者減少の懸念、医師、看護師の通勤やモチベーションの問題など意見を述べられています。これらについては、病院経営、また収支の見通しにつながるわけだと思います。医師会の皆さん立場からの指摘、提言が反映されないままの推進となれば、工事発注後、あるいは開院後において大きな見込み違いが起こることを懸念するものです。この点、医師会との協議が整わないまま進めて、本

本当にリスク、懸念がないと思われるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 担当部よりお答えをさせていただきます。

先ほど市長のほうからご発言ありましたとおり、今後の方針についてはお示しされたところでございますし、引き続き医師会の先生方におかれましては、そういう機会を通じまして、新しい情報がある都度我々の説明を尽くしてまいりたいということでございますので、それは引き続きの対応ということで、粘り強く対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 質問ではありませんが、市民病院建設は多くの市民の皆さんが高い期建設を求めておられます。市長も早期建設をずっとおっしゃっています。本当にそう思っておられるのなら、危惧される問題と懸念、リスクは根拠を持って排除し、進めることが必要だと思います。このことが本当の意味で早期建設につながると思います。このことを十分認識されることを求めて質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第12番、奥山文市郎議員。

奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） 第12番、創政会、奥山文市郎でございます。

今定例会は、令和5年度の予算を中心にご審議いただくわけですけれども、先月頂きましたこの予算資料を見ておりますと、私がここにバッジをつけておりますSDGsの分類があって、すごく彩りが鮮やかであるということを思いました。加えまして、この4月からは、私どもがかねがねから要望しております広報がカラー化になるということで、この令和5年度はとてもカラフルになるんじゃないかというわくわく感を抱きました。

それでは、今回の議会におきまして、私のほうから3つほど質問させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず1点目です。本市活性化のための最重要課題である人口増加対策について質問させていただきます。

柏木市長のご尽力によりまして、ようやく本市活性化に向け、市民の希望と期待感が膨らんできたかと思います。今までのご奮闘に対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

スライドをお願いします。

さて、そのまちづくりの点の光明としては、新病院の整備、高専の設置、野洲駅南口の商業開発の3点であり、また、線の光明としては大津湖南幹線の整備、国道8号線バイパスの整備の2点であると考えています。

この市民期待の光明が、今後5年の間で実現され、姿、形となって現れてくると、本市のイメージやアドバンテージも大きく変容していくものであると思います。

しかし反面、大きな課題があります。それは昨日の代表質問や一般質問でもありましたとおり、人口増加対策あります。

本市におきましては、人口が5万人余りと伸び悩んでおり、今後の市の活性化を考えると、すぐにでも着手すべき最重要課題であると考えます。

この要因を考えますと、市街化率が13%余りと、大津湖南地域では最低であることが物語っているとおり、とにかく転入者等を受け入れる住宅地が極めて少ないとということに尽きると思います。

私の知っている不動産業者の話によりますと、草津市や守山市に新しく家を探そうとしている方が、最近ではその場所が価格が高くなってきたことから手を出せずに、次に本市をと考えていても物件がなく、やむなく近江八幡市に流れているということありました。JRで京阪神から近い、幹線バイパス道路ももうすぐ完成といった地の利があっても、受皿がないというだけで移住希望者の需要を満たすことができていないことは、非常に残念であります。

本市においては、大規模な住宅開発をすぐに行う土地はありませんが、その開発の潜在的な可能性を持っているのが農地であると思います。今まで本市の基幹産業であり、かつ環境保全にも大きな役割を果たしてきた農業も、後に質問させていただきますが、非常に厳しい経営環境下にあります。それゆえに、大所高所からの業態変化も場合によっては必要な時期に来ていることも事実であります。いわゆる土地基盤のめり張りのある開発整備が今後のまちづくりには重要ではないかと考えます。

そこで、この重要課題である住宅開発に係る面的整備に関して、二番煎じ、三番煎じになるかもしれませんけれども、いくつか質問をさせていただきます。

まず1点目です。

今まで本県の人口増加ゾーンである大津湖南区域にありながら、本市が取り残されている要因を市長はどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 奥山議員の、人口増加ゾーンでありながら取り残されている要因についてのご質問にお答えをいたします。

本市の人口推移につきましては、野洲学区及び北野学区の人口は増加傾向にある一方で、その他の学区は減少傾向にあり、特に三上学区、篠原学区及び中主学区の人口は大きく減少しております。転入者数は減少傾向にあり、議員のおっしゃるとおり、市街化区域率が低いことが人口減少の大きな要因であると考えられます。また、人口減少に危機感を持って、全国の自治体が競って取り組んでいる移住・定住施策に手をつけてこなかったことなども要因と考えております。令和5年度予算において、定住促進を図る施策として、結婚新生生活支援事業を新たに取り組むこととしております。

以上、お答えをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。新年度予算に新しい事業も取り組まれていくということで、大いに期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に行きます。

これも繰り返しになるかもしれませんけれども、市全体を見据え、今後の市街化区域拡大対策についてのビジョンや見通しにつきましてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の今後の市街化区域拡大対策のビジョンについてのご質問にお答えいたします。

今後の市街化区域拡大に向けたビジョンにつきましては、都市計画マスタープランで方針をお示ししているところでございます。将来人口の減少が想定される中、長期的な視点においては、市街地の低密度な拡散を抑制し、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する多極ネットワーク型コンパクトシティーを目指す必要があると考えております。

一方で、ご指摘のとおり、近隣他市と比べ市街化区域の面積割合が狭小で、未利用地がほとんどないことは課題として捉えており、短期的な視点においては、既に市街地を形成している区域の周辺において、その地域の特性に応じた適切な都市環境を形成できるよう誘導を図りながら、市街化区域の拡大を目指す必要があると考えております。

将来の拡大想定区域については、都市計画マスタープランにおいて住居系、または産業

系の拡大市街地圏域として、図面上位置づけております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。最上位のプランであります都市マスターに落とし込みをされるということの理解をさせていただきました。

スライド。これも昨日の鈴木議員の質問と重複いたしますけれども、市三宅地先の県道155号線西側、高専設置予定地の南側地域の部分ですけれども、この区域につきましては圃場整備がされている区域であります。その農地の開発計画につきまして、現在、何か考えていることがありましたらお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 3点目の高専予定地南側農地の開発計画についてのご質問にお答えいたします。

県立高等専門学校設置予定地の南側農地の開発計画につきましては、現時点で具体的な計画はございません。

市としましては、当該地域について、産業用地としての土地利用転換を念頭に置いており、第2次野洲市総合計画の土地利用構想図及び野洲市都市計画マスタープランの土地利用方針図において、産業系拡大市街地圏域に位置づけております。

しかしながら、当該地域は農業振興地域内の農用地区域の除外手続等の課題もございますので、今後、地元自治会や地権者の意向、そして民間事業者の参入による具体的な計画が整いましたら、市街化区域編入の検討を進めていきたいと考えております。

当該地域で企業の立地が進みますと、住宅需要はさらに高まり、結果として周辺地域での住宅開発につながると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

スライドをお願いします。今、市長の答弁では、産業系を中心に考えていらっしゃるということですけれども、見ますと、やはりこの駅から今高専の間に京セラ等の工場がありまして、その連続性として産業系を考えていらっしゃるというところですけども、これ私の私見なんですけれども、やはり駅前の立地で工業団地、工業団地、そういった中でいろんな税制面ではいいんですけども、ごつごつした感じで、風格あるまちづくりという、

30分という、やっぱりそういうことを考えると、この丸をしているところの東側、道より向こう側に、今言っている産業系の市街化のにじみ出しというところで、こういうゾーニングを語ってくださって、していかないと、根本的に人口増加ですから、そういう面的な拡大がしないということで、その効果を期待するわけです。

特に、その近所に新病院ができるわけですけれども、その病院もほぼほぼ市内の患者さんをターゲットにしているということですから、足元の人口を増やさないと病院経営にも影響してくるんじゃないかという懸念もしていますので、将来的にはそういった構想で人口増加をしっかりと図っていただきたいと思います。

次の質間に参ります。

市内における幹線道路等の周辺の農業振興地域の非農用地、いわゆる白地のスポット的な住宅などの開発促進と可能性についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の、幹線道路周辺の白地における住宅等の開発促進と可能性についてのご質問にお答えをいたします。

都市計画マスタープランにおける幹線道路沿道の土地利用方針としては、沿道土地利用がふさわしい沿道は、周辺環境との調和や中心市街地の活性化に影響のない範囲で、商業、沿道サービス施設等の誘導を図るとしております。そして、例えば篠原地区の構想では、大津能登川長浜線沿道における適地への生活利便施設の誘導を図ることとしております。

このように、都市計画マスタープランでは、幹線道路沿道では商業系の土地利用を誘導しておりますが、集落地においては田園集落のコミュニティの維持に向けて、集落営農の組織力の活用を含め、地区住民等との協議のもと、新たな住民の受入れや集落内道路の改善等を総合的に検討し、必要に応じて地区計画制度の活用を図ることから、集落地周辺の幹線道路沿道においては、地域の特性に応じた住居系の土地利用への誘導についても検討の余地はあると考えております。

いずれにいたしましても、市街化調整区域における面的整備となると地区計画制度の活用の可能性があり、地権者の総意、一団のまとまった白地農地であること等の前提を満たした上で、地権者や事業者から提案をいただければ、事業実現の熟度や確実性を考慮し、可能性の有無を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。今白地内の農地におきましても、地権者のまとまりとか事業者の進出とか熟度とか確度が増してくれれば可能であるということをお聞きしました。今後は、こういった情報を市民とか事業者の方々に積極的に提供くださいまして、開発が進みますよう考えております。

そして、特に思うのは、やはり行政というのは法の番人ですから、まちの都市計画も大事でしょう。しかし、これからは攻めていく都市計画、いわゆるまちづくりのグランドデザインを描きながら、スポットも含め、面も含め、職員さんが向いて、その実情、野洲の10年20年先を見た都市計画、風格のあるまちづくりに向けて旗振り役でそういう人と事業者を誘導していってほしいと思います。

そして、私、篠原駅がずっと昔から、小さいときから愛用している駅です。野洲市の方の西側について降りると昔とさほど変わっていません。しかし、東側の近江八幡市に行くと住宅地もたくさんあり、まちも活気があり、そして優良農地、いわゆる農振地の青地の真ん中に教育施設、いわゆる小学校とか幼稚園、コミセンもあります。そして、極めつけは駅前にある平和堂篠原店に行くと、両市のごみ袋を置いておりまして、野洲市の半額で近江八幡市はごみ袋を提供されています。

こういったことで、自治体によってこれだけ格差がどうしてあるんだというところを私の近くの市民は言っているんですけども、やはりこういった自治体間格差をなくしてほしいと。今の状況では、本当に野洲市、野洲スルーになるんですよ。ですから、そんなことのないように、積極的なやはり市政運営をしてほしいと思います。

今まで病院問題を中心に、本当に野洲市政が迷走してきました。今はもうそこそこ方向性が決まりましたので、そういう地域ニーズ、市内の均衡ある発展とか、病院以外の福祉、いっぱいあるかと思いますけども、そこら辺に原点回帰して下さいまして、野洲スルーが決して起こらないよう、市長のリーダーシップを發揮してほしいと思うんですけども、市長の意気込みを一言お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 近江八幡市さんと比べると、このごみ袋が目に見えて価格差がある。確かにつらいところなんですけども、ごみ袋につきましては、さきの議会の中でもご説明させていただいたという、細かいこともございますので、実際のところは価格に見えるほど大差というんですか、あんまり多くはないと思うんですけども、確かに見た目は随分違うということを感じます。そしてまた、今も言われましたけども、野洲スルーされて

いる部分があると。だから、それが起こらないように努力してほしいということ。また、いろんな地域ニーズに応えるように頑張ってほしいということをおっしゃいましたので、それを肝に銘じて行政運営させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。大いに期待しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、2番目の質問に参りたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員、ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時39分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） それでは、2番目の質問に参りたいと思います。新病院での健全経営の見通しと市からの繰出金についてであります。

市民待望の新病院もいよいよ建設の運びとなりました。今定例会において上程されました令和5年度病院事業会計予算の中には、97億5,000万円余りの債務負担行為が盛り込まれております。どうぞして今議会で慎重に審議され、そして可決された後には、一日も早く市の中央部にある体育館横において建設のつち音が聞こえることを願うばかりであります。

さて、今回の質問では、この新病院整備後の病院経営の見通しについて、老婆心ながら何点かお聞きしたいと思います。

さきに開催されました病院整備特別委員会では、計画されている病床構成が急性期60床、地域包括ケア病棟49床、回復期リハ病棟50床、維持期病棟40床の計199床であると説明いただきました。これは、現在の野洲市民病院の病床構成とは大きく異なり、病院環境も格段に変わることから、経営上は現病院の延長線上にありながらも、新たな要因を想定した経営見通しを立てることが重要であると思います。当然のことながらも、専門家である病院経営コンサルタントを入れて新病院での緻密な経営シミュレーションをされていると思いますし、それを踏まえての今回の病院建設であると考えます。

しかしながら、全国的に自治体病院経営は厳しいと言われている昨今において、今から3年余り先にできる本市の病院が例外であるということは断言できないと思います。

令和元年の市立病院化後、不測であったコロナ禍により、病院経営上は大きな追い風が吹きましたが、国の施策が途絶えた後は予断は許されないものではないかと推察しております。

一番心配するのは、新病院建設後、病院経営の減収減益が続き、その赤字補てんのために市からの繰出金が想定以上に膨れ上がることです。そして、その結果として市の財政を圧迫する事態であります。5万人市民の台所事情では、財政支出にも限界があります。

そこで、新病院における経営面での質問を何点かさせていただきます。

1点目です。

新病院での各病棟ごとに想定している入院単価、患者数、稼働率について、さきの特別委員会で一部示されたかと思いますが、改めて教えていただきたいと存じます。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 奥山議員の1問目の質問、新病院における各病棟の想定入院単価、患者数及び稼働率についてというご質問にお答えいたします。

新病院で想定している諸数値について、基本計画策定後、今日までの間の院内での議論を踏まえて、再設定した現在の設定値をお答えします。入院単価につきましては、急性期病棟1日4万円、地域包括ケア病棟3万7,000円、回復期リハビリテーション病棟3万8,000円、維持期病棟2万2,000円です。なお、維持期病棟については、医療療養型病床、または障がい者病棟いずれかの検討を進めており、現時点においては単価が低い医療療養病床の設定値としています。

次に、設定病床数、患者数、稼働率については、関連がありますので連ねて申し上げますと、急性期病棟は内科系と外科系に分けて、それぞれ病床数30床、計60床、患者数は各病棟25人、稼働率は約85%、地域包括ケア病棟は病床数49、患者数44、稼働率約90%、回復期リハビリテーション病棟は病床数50床、患者数45人、稼働率約90%、維持期病棟は病床数40床、患者数38人、稼働率は約95%と想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。今ご丁寧に各病棟ごとに私が要求しました数値を教えていただきまして、ありがとうございます。

それで、再質問をさせていただきたいと思います。

維持期病棟につきましてでございます。この維持期病棟につきましては、私の知る間では、回復期リハが隣にあって、その維持期、いわゆる生活期に入るためにその療養とか障がいがあるのか、その概念がもう一つ私たちには、維持期という聞き慣れないでの、それを教えていただきたいのが 1 点。

そして、今、管理者がおっしゃいましたように、維持期については療養型と障がいがまだ決まってないけれども、今おっしゃった単価 2 万 2,000 円につきましては療養を取られているということでありまして、今後その割り振りについては検討されるということです。

しかしながら、この病院については市立病院ですので、懸念するところは、その維持期の 40 床が全部例えば障がい型で埋まってしまいますと、市立病院というか、市内の療養を必要とする市民がそこに入れないと、すごくやはりクレームが来ますし、市立病院の由縁がなくなってしまうので、そこら辺は病棟構成、今後十分配慮していただきたいというところであります。

特に、私が調べた中では、県の地域医療構想、平成 28 年にちょっと策定されて古いんですけれども、この湖南地域については急性期については 80 % といった地域医療完結あるんですけども、慢性期、いわゆる療養型についてはこの湖南区域は 54.8 % ということで、比較的完結率が少ないから、往々にしてやはりそういうニーズはあると思いますけども、そこら辺で、今言いましたように維持期病棟の概念と、そして今後維持期を検討されるに当たって、障がい者病棟と療養型というところの中で市民ニーズを組み入れていただくということの考え方についてお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 奥山議員の再質問についてお答えいたします。

維持期病棟の、一番分かりやすい理解としては、入院期間の設定がないと。基本的には、一般急性期病院であれば、例えば DPC 病院であれば疾患によりいろいろありますが、例えば 2 週間以内であるとか、あるいは地域包括病棟であれば 60 日以内とか、あるいは回復期でも疾患によりますけれども 90 日だったりとかいう設定があるんですけども、維持期病棟、今お話をしている慢性療養型の病棟であったり、あるいは障がい者病棟、神経難病等の疾患に関しては入院期間の制限がないというのが特徴であります。

当然コストについてのお話、先ほど医療療養病床についてはお話をいたしましたけれど

も、障がい者病棟の場合には一般病棟として扱われて、神経難病的な疾患でありますので、4万円程度の1日の入院単価が確保できるということですし、湖南地域においてこういう障がい者病棟が非常に少ないとという状況があって、ある程度入院患者の数が確保できると、病院経営的な面でいうとプラスの面があると思いますし、一方、障がい者病棟の場合、神経難病を中心とする障がい者病棟の場合には看護単位が10対1ということで、看護婦の数が十分いないと達成できない。当然ドクターについても同じような状況がありますので、その確保の問題があると思います。

もう一方、今、奥山議員が言わされたように、先ほど県の湖南圏域における医療の現状分析というのが先週草津保健所でありましたけれども、今、奥山議員がお話しされたように、湖南地区においては急性期病棟の指数が1.07ということで、全国平均並みであると。一方、慢性療養期の密度が0.52ということで、一昨年のところでは慢性期病棟は一般基準あるというふうな答えたのが、今回の調査では偏差値が44と。湖南地域において慢性療養病棟が少ないというふうなことが保健所のデータで出ておりますので、その点も考えて、どちらの病棟にするか、今実は何回も答弁して申し訳ないんですけども、コロナが少し落ち着いたので、早急に障がい者病棟のプレリハーサル、できるかどうかということをフィージビリティーする調査をトライしようと思っておりますので、まだ会まで時間があることも踏まえて、どちらの体制になつても可能なようにということを体制を組みながらトライしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。いずれにせよ、市民に最適な病床構成を検討をお願いします。

もう一点、再質問させていただきたいんですけども、今回急性期病床で単価4万円というところでありましたけども、ほぼこの新しい病院経営のシミュレーションは掛け算ですね、単価掛ける患者数、稼働率で算出されたと思うんですけども、患者数については前言いましたけども、野洲市の人口が5万人で頭打ちであるというところで、そんな大きくは伸びないだろうと思うんですけども、それで、急性期の4万ですね、とかマンパワーが必要な地域包括、回復期リハがあるんですけども、施設基準のその単価の伸び代というのは、この4万が例えば4万5,000円、5万とかいけるかどうか、これが高度急性期でしたらハイリスク・ハイリターンでその可能性は大ですけども、ある一定の限度があって、

その伸び代は限られているんだ、その見通しについてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 奥山議員の再々質問についてお答えをいたします。

昨年の基本計画策定のときの単価と、今回の診療単価に比べていただいたらと思いますが、増加しております。というのは、令和4年度の前半と後半で、一般病棟でも2,000円から3,000円ぐらいのアップしておりますし、さらに回復病棟や地域包括病棟でも上昇しておりますし、現在いろんな施設基準を、当然スタッフなり基準を満たすようなことで、そういうことで単価を上げる努力をしております。

最近のデータを見ますと、全体として実は5万円近い収入のある月もあります。これは当然外科的な手術の数とかで、オペの数とかいろんなことが関係しますので、今、奥山議員がご質問された新病院ができたときには、オペ場に関しても、今現在非常に老朽化した中でオペをしているのがオペがしやすくなるとか、そういうことも踏まえると、当然一般病棟の単価に関してもまだ上昇する余地はあるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

次の質問です。

次に、同じく外来単価と患者数につきましてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 奥山議員の新病院における想定外来患者単価と患者数についてお答えいたします。

外来単価は現時点の単価を踏襲しておりますけど、1日当たり想定患者数は256人、単価は1万1,827円、稼働日数は243日であります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。入院、私も経験則からいうと、外来、経営上はそんなに伸び代がないというか、当てにならないということで、入院に注力していただきまして、収益を上げていただきたいと思います。

それでは、3番目です。

新病院開院後の6年目で経営が黒字となるということをさきの特別委員会でお聞きしま

した。その具体的な収支想定について教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 奥山議員の3点目の新病院の収支想定についてお答えいたします。

先日の特別委員会で提出した資料にある収支計画が、ただいま申し上げた変更後の診療単価や病床数、あるいは予算に掲げている事業費を基準に計算したものですが、基本計画の際と変わらず、経常収支は新病院開院6年目から、単年度資金余剰は開院の年から黒字化すると見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。6年目から黒字になるということで、こういう目標に向かってまた経営努力をしていただきたいと思います。

それでは次の質間に参ります。

地方公営企業法にもうたわれていますように、病院自らの経営努力により、市からの地方公営企業法により規定されているルールどおりの基準額の範囲内で繰出金が収まるかどうか、また赤字補てんといったことにはならないかにつきましてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰君） 奥山議員の4点目のご質問にお答えさせていただきます。

経営努力次第で基準内の繰入金で収まるか、赤字補てんはないかということについてであります。

ただいま答弁いたしましたとおり、単年度資金余剰は開院の年から黒字と見込んでおり、また、現病院から累積資金余剰額も開院の段階で9億5,500万円を有すると見込んでいます。したがって、繰入れは基準内のみで、赤字補てんを前提としておりません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） 今の管理者のお言葉で安心しましたので、またよろしくお願ひします。

それでは、最後の質問ですけれども、市からの繰出金のうち、地方交付税以外で負担する税金、いわゆる真水の額の想定はどれぐらいを見込んでいるか教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 奥山議員の5問目の質問にお答えします。

まず、病院事業は地方公営企業として独立採算で経営していくことが原則であることから、一般会計から基準外で資金を繰り出すことは想定しておりません。

その考え方を基本に、先般の市民病院整備事業特別委員会で提出しました収支計画において示された他会計繰入金の数字でいいますと、ピークが令和25年度以降の5億7,700万円となっております。その際の地方交付税措置算定相当分を除きますと、約2億6,000万円と想定しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。地方交付税以外の税金、これが一番の市の持ち出しですけども、今赤坂部長がおっしゃいましたように、ピークで2億6,000万円というところであるんですけども、これにつきましてもあくまでも机上論というか、理論値での算入でありますので、実際はいくらか圧縮されてくるという感じだと思います。

そして、議会としては医療の中身につきましては素人はあまり口を挟むような余地はないと思いますけれども、やはり市立病院である限り、市民の税金投入、いわゆる繰出金につきましては今後も厳しく監視してまいりたいと思いますので、市民に不安、心配を与えないように、どうか前川管理者を先頭にして経営努力をお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に参ります。スマート農業の積極的な推進について質問いたします。

現在、地域農業を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。担い手農家の減少、農業従事者の高齢化の進行、農業組合や営農組合のリーダーの成り手不足などが挙げられます。また、最近ではロシアのウクライナ侵攻や円安等による影響で、肥料や燃料が高騰したことから、経営面でも非常に苦しい局面にさらされている農家は少なくありません。

スライドをお願いします。その中でも、水稻作や転作においては除草管理、施肥、防除などの作業は農業機械を使っても相当な人的労力が必要であり、省力化や効率化を望んでおられる農家の方は私を含めほとんどであります。

このような環境下ですが、何とか地域農業を守り、将来にわたって本市の基幹産業である農業を維持発展させていくために、私の地元では、今年から農業用ドローンによる農薬

散布に切り替える予定をしております。今まで無人ヘリコプターによる農薬散布を農協に委託していましたが、ドローンを使うと騒音が少ない、飛行高度が低く、きめ細やかな散布が可能、委託コストが安いなど、無人ヘリに比べ多くのメリットがあると言われています。

現在、国ではこの農業用ドローンを含むスマート農業を積極的に推進していくという方針があると思いますが、本市における取り組みの現状や、今後の見通しについてお聞かせください。

1番目です。市としてのスマート農業推進についての考え方についてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、奥山議員のスマート農業の積極的な推進についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市におきましては、農地の担い手への集積化が進んでおりますが、一方で、全国的な傾向と同様に担い手の高齢化も進んでいます。

のことから、スマート農業による農作業の省力化、効率化などの観点から、今後積極的に進めていく必要があると考えております。

しかし、現時点ではスマート農業に関する機械は、導入コストが高額であるため、国などの補助金があったとしても簡単に普及していくものではないと考えています。まずは、農地のさらなる集約化や圃場の大区画化などの基盤整備による農作業の省力化、効率化などを推進し、その後スマート農業の汎用性が高まった段階で普及を進めていくことが効果的であるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　奥山議員。

○12番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。

農業推進についてはこのスマート農業ですけれども、様々なメリットもあるんですけども、今、部長がおっしゃいましたようにコストが高いと。ちなみに、私の地元の方が買つたら一基200万円したということですし、なかなか手が出せないという状況に加えて、やはり基盤整備ですね、やっぱり大規模、あぜを取って大型化、田んぼを大きくしないといけないといったことも、課題もあると思います。

次に、2番目の質問に移りたいと思います。

農業用ドローンによる農薬散布の市内の現状と今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

市内での農業用ドローンによる農薬散布の現状は、ドローン作業請負業者に委託されておりまして、昨年の水稻及び大豆では合わせて約100ヘクタール実施されています。

また、機材の導入につきましては国の事業を活用されて、市内では個人農家と集落営農組織でそれぞれ1基導入される予定でございます。

これらのドローンを使用した農薬散布につきましては、本年4月以降、麦の防除から本格的に実施される予定であるというふうに聞いております。

広域での防除という点では、ドローンに比べて無人ヘリのほうが省力化が図れます、一方でドローンは騒音が少ない、きめ細やかな散布が可能など、議員ご指摘のとおりであると認識しております。

このようなことから、住宅と隣接した地域などにおいては、ドローンによる農薬散布が増え、個人農家や集落営農組合などでも導入が進んでいくと想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　奥山議員。

○12番（奥山文市郎君）　ありがとうございます。私の地元も団地の近くでましておりまして、すごくリスクが高いということでありまして、やはりそういう方々の要望からしたら、なるべくそういった環境面での低減できるようなというところでドローン導入に至ったわけでございますので、また今後ともよろしくお願ひいたします。

次、3番目の質問ですけども、農業用ドローン以外、例えば自動走行トラクターや無人草刈り機等の導入による農作業省力化の推進についてのお考えについてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

例えば、自動走行田植機などは、価格に対して有効な農業機械であるということで導入が進みつつありますが、まだまだ高価な機種、あるいは維持するのにランニングコストがかかってしまうなど、省力化はできてもコスト面で見合わないという面があります。

2019年度から、全国で205地区におきましてスマート農業実証プロジェクトによりロボット、AI、IoTなど先端技術を実際の生産現場に導入して、技術の導入による経営改善の効果の検証が進められているところでございます。

農業分野におけるICT、ロボット技術については、今後さらなる進歩も期待できま

すが、本市でのスマート農業を推進するためには、圃場の集積や地域の実情もあるため、現時点では国の補助事業などを活用した推進になると、当面はそういうふうになるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問ですけども、農協と連携した市のスマート農業支援策について、何か考えておられましたら教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

湖南4市、草津、守山、野洲、栗東に加えまして、農協、それから滋賀県農協中央会などで運営される湖南地域農業センターというのがございますが、ここでは湖南地域における農業の振興を図るため、農業機械の操作や栽培技術の研修など様々な事業を行っておられます。本年度では、大型ドローンを先行導入した地域の事例について研修会が開催されました。また、令和5年度の事業として、スマート農業の実演会や、先行導入した事例の研修会、圃場管理の電子化システムの講習会などを提案、協議しているところでございます。

本市としましては、こうした事業への参画を通じて、今後注目が高まるスマート農業に関する情報や、最先端の農業技術を活用することによる効果などを市内の農業者の方へ周知することで、スマート農業に対する理解を深めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○12番（奥山文市郎君） ありがとうございます。積極的なスマート農業、支援推進につきまして情報提供をお願いしたいと思います。

1点だけ再質問をさせてください。

スマート農業の推進は、こうした肥培管理、生産管理上の問題ではなく、農業経営上にも活用できると思います。

昔から、農業というのはマニュアルとか工程管理とか、ちゃんと書いたものではなく、耕作者の経験と勘によって行ってきました。これからは、やはりちゃんとしたデータに基づき、分析とか比較検討を行って、生産管理、肥培管理、そして経理管理をするという時代

が来たかと思います。

私も、長年営農組合の役員としてその必要性を十分考えておりましたし、この農業におきましては他業種ですね、全てＩＣＴ化が進んでいるのに、一番遅れているのは農業やと思うんです。そういった面で、これは国策であるかと思いますけれども、そのローカルな部分では今おっしゃいました農協と連携したそういう経営管理上のソフト、アプリケーションの提案とか、そういったことの指導とかは考えていらっしゃらないか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、今後スマート農業が積極的に進められるというのは国の方針にも沿ったものと認識しております。

これまでのよう、先ほども議員おっしゃいましたが、熟練された耕作者によって生産されてきたその技術、それから知識に加えまして、気候や土壤、出荷する作物の種類など、データ管理することで、地域に合った最適な農業経営管理をすることができますし、それによって、効率的で生産性の高い経営、また安定的な農業経営の実現につながるのではないかというふうに考えています。

ご提案いただいておりますJA等のタイアップでございますが、経営ソフトの提供については国のホームページ、農林水産省のホームページを見たわけですが、にも掲載されていまして、既に多くのメーカーがソフトの開発は既に進んでいるようです。データ分析ソフトを用いた事例として、JAと自治体が情報を共有しましてマーケティングリサーチを行っているといった事例もあるようです。現在、こうしたシステム導入に係る支援制度については明確な国の支援の制度が見当たりませんので、そこは今後ちょっと詳しく研究していきたいというふうに考えております。

また、こうしたソフトを導入した後の指導については、JAさんも参加されている先ほど申しました湖南地域農業センターと連携を図りまして情報を収集し、必要な情報を農業者の皆さんにご提供できるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　奥山議員。

○12番（奥山文市郎君）　ありがとうございました。今後野洲市の基幹産業である農業を守る、維持発展するためには、農業とタイアップ、検討されまして、より合理的、効率的な経営ができるよう、ご努力をお願いします。

以上、3問質問させていただきました。市政課題はたくさんあると思いますけれども、来週からはこのマスクが取れるという選択肢も増えて、人々の明るい笑顔が見られます。市長が標榜される「笑顔あふれるまちづくり」がさらに進むことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第6号、第6番、木下伸一議員。

木下議員。

○6番（木下伸一君） 第6番、公明党、木下伸一でございます。本日は3項目について一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速1問目の質問に入らせていただきます。園児、児童の登降園、登下校の安全対策について。

先日、三上こども園の保護者からご相談を受けました。三上こども園の駐車場が昨年の11月下旬に完成して喜んでいる一方で、駐車場からこども園までの道中が危ないということでした。

駐車場から保育園までの道中につきましては、昨年の9月に山崎有子議員の一般質問で答弁をいただいたとおり、新しく道路を拡張されて歩道が確保されました。しかし、交通量の多い横の歩道ではガードレールがないために、大変危険な状況のことでした。

その声をお聞きしまして、朝の登校時間帯、こちらは8時から9時になるんですけども、少し確認してまいりました。確かに保護者が子どもの手をつないで通るには狭く、時にはお母さんが赤ちゃんを抱っこされて、またこっちの左の手では小さな園児さんの手をつないでおられる姿も見て、大変怖い思いをされているのではないかととても心配になりました。

ご存じのように、三上こども園の道路は、前の道路は県道であります。そのため、大型トラックやバスなどの大型車両が一部ガードレールやガードパイプがない車道を通る状況となっております。逆の視点から考えれば、運転主、ドライバーさんの側からの立場でも、歩行者が真横を通られているのは大変危険だと感じる状況です。

そこで、つい先日道路河川課にこの歩道へのガードレールの設置についてご相談に行きました。今後、このような件につきましては様々な場で関係課とともに協議されるとお聞きしております。

学校の話にはなりますが、文部科学省では平成30年に学校の危機管理マニュアル作成の手引を作成し、各学校におきまして、この手引を活用して危機管理マニュアルの作成、

見直しを行うように指示されております。

その中で、第2章、事前の危機管理、2の2の点検では、学校内の施設設備、器具及び通学路の安全を点検することは、児童生徒らが事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な危機管理の1つでありますとあります。登下校を含めた学校生活の環境内にある危機箇所を抽出、分析、管理する取り組みをP D C Aサイクルに基づいて組織的に進めていきますと記載されております。また、危険箇所の分析につきましては、複数の目による客観的な分析、児童生徒などの行動分析などと分析方法が示されております。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市におきまして、園児、児童の登降園、登下校の安全対策に関する取り組みをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、木下議員の園児、児童の登降園、登下校の安全対策についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

園児の登降園につきましては、原則それぞれの保護者の方に送迎いただいておりますことから、各園では年度初めの説明会で、送迎の際の安全対策として、登降園の仕方を周知し、その後、通園状況を確認しながら、随時園だよりやお知らせで保護者に安全な通園の仕方の再確認と啓発を行わせていただいております。

また、園児につきましても、日々の園外保育のときや絵本等を通じて交通安全の意識づけをするとともに、春、秋の交通安全運動期間には横断歩道の渡り方や信号の見方など、交通ルールの指導を、さらには保護者に向けてはヘルメットの着用やチャイルドシートの使用などの指導啓発も行っているところです。

次に、小学校の登下校における安全対策につきましては、野洲市通学路交通安全対策推進会議の中で、関係者による通学路の合同点検を実施しています。また、安全対策実施後の効果の確認等も行い、対策の改善充実に努めています。

今後もこれらの取り組みを毎年P D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の確保、向上を図っていきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 様々な安全対策に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

では、続きまして2つ目の質問に移ります。

野洲市における園児、児童の登降園、登下校の安全対策に関するチェック項目等の具体的な点検方法はございますでしょうか。また、そのような点検を行うとすれば、頻度はどうようになっておりますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、木下議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように、園児の登降園の経路は保護者にお任せしていることから、登降園に関する具体的なチェック項目はありませんけれども、園施設安全点検として、駐車場を含め施設内の点検を月2回、安全チェックシートに基づき行っております。

登降園に関する点検ではございませんけれども、令和元年5月に大津市で起きた園児死亡事故を契機に、園児が園外保育などで日常的に移動する経路について、安全点検を実施し、取りまとめております。

その後、職員や保護者などの指摘により、新たな危険箇所を発見、確認した場合は、その都度追加を行って、職員間で共有を行っているところです。

次に、小学校の通学路点検は、野洲市通学路交通安全対策推進会議で、各小学校区ごとに年1回、各小学校の教員が年間2回程度実施をいたしております。

その交通安全対策推進会議では、委員の方々に通学路安全確認シートに危険箇所の点数化をした上で、合同点検を行っているところです。

実際の合同点検は、現地で危険箇所を確認し、その後、学校において現地写真を見ながら、危険性や対策方法の検討など、委員の皆様で協議を行っています。

次に、各小学校における通学路点検では、担当の教員が児童と一緒に歩きながら、目視で点検を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　つい先日なんですかけれども、消費者庁の安全調査委員会のほうから文部科学省に対しまして、全国の学校で危険性の高い場所の緊急点検を行うことを求められた方針だと発表されております。その点につきまして、野洲市に関してどのような点検を今後行っていくかれるでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと先ほど申された消費者庁から発出された文書については、ちょっと承知をしていなくて、今ちょっとここではお答えすることができません。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） では、もうその質問は飛ばさせていただいて結構です。

では、続きまして、3問目の質問に入ります。

ご存じの方も多いと思うんですけども、3月1日に埼玉県戸田市で男子高校生が中学校に侵入して、男性教員を切りつけるという事件がございました。

そこで、3つ目の質問に入ります。

登降園、登下校に限らず、野洲市における小学校や幼稚園、保育園、こども園の防犯対策の具体的な取り組みをお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目の防犯対策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

幼稚園、保育園、こども園の防犯対策につきましては、不審者情報があった場合につきましては、速やかに各園に周知し、注意喚起を図るとともに、保護者宛ての緊急メールを送信し、登降園時には十分安全に留意いただくようにしております。

また、園内への不審者等の侵入対策として、門や出入口の施錠の徹底、それから保護者の方が送迎等で来園されるときには、必ず分かるように名札の着用をお願いしているところです。

さらに、不審者侵入対応マニュアルに基づき、年間数回の訓練をそれぞれ行っておりまして、その際には園児の保護者への引渡し訓練や、さらに園児には年齢に応じてですけれども、自分たちの命を守るために気をつけることなどについても子どもたちに教えているというところです。就学前については以上です。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 学校については私のほうからお答えをさせていただきます。

通学路での防犯対策では、学年別、地域別など複数で登下校をするよう指導しております。

また、不審者情報については教育委員会や学校からその都度発信し、児童生徒への指導や注意喚起、保護者などへの情報共有を行っております。他にも、スクールガードの方々

に児童生徒の見守りをしていただいたり、地域の方々にＳＯＳフォームの登録をしていただいております。

次に、学校施設内での防犯対策では、不審者などの侵入に備え、各校で危機管理マニュアルを作成しています。また、各校で進めている大規模改修時には防犯カメラなどを設置しております。さらに、警察と連携して不審者対応訓練を実施し、教職員の役割の確認などをするとともに、子どもたち自身の命を守るための行動について学ぶ機会としております。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　滋賀県警なんですけれども、2021年3月5日に、小さな命を守る交通安全プロジェクトというのを立ち上げられました。それは何かといいますと、皆様もご存じだと思うんですけども、2019年5月8日に大津市内で起こりました園外活動中の園児が多数被害に遭ったという大変痛ましい交通事故の発生を受けて、このような悲しい交通事故を二度と繰り返してはいけないという思いから立ち上げられたプロジェクトになります。

その中の1つに、交通事故分析システムを活用した保育士に対する安全教育、またお散歩道での園児に対する安全教育などがあります。このようなプロジェクトはもちろん県警になりますので、野洲市とは違うかもしれませんけれども、今後、子どもたちの安全、安心を守るために、このようなプロジェクトを取り入れられるご予定はございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しましたように、令和元年5月に起きました痛ましい事故を受けて、市のほうでも直ちに各園に園外保育時の経路等について、危険箇所の洗い出しをさせていただきました。

このプロジェクトで作成されております例えば交通安全紙芝居の「なまずくんのおつかい」という紙芝居がございますけども、これらも活用して、園児に交通安全の指導といいますか、教育をしているところでございますし、また、春とか秋の交通安全運動期間中には、駐在所の警官の方、または交通安全の関係の署員さんに来ていただいて、具体的に横断歩道の渡り方とか、そういうものについて指導していただいておりますので、今後もそういう関係機関と協力しながら、園児の安全に努めていきたいというふうに考えてお

ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） いろいろありがとうございます。

ちょっと確認の意味でなんですけれども、学校等の安全対策として、先ほど馬野教育部長がお答えいただいたんですが、もう一度確認の意味で、学校等の安全対策ということで教えていただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

学校のほうでは、先ほどお答えしましたように、学校の危機管理マニュアルというを作成しております。そこでは、事前の危機管理としまして、その体制とか点検、避難訓練や教職員の研修、安全教育をしております。

個別の危機管理としましては、事故等の起こった場合の対応の基本ですとか、不審者の侵入ですね、そういうことを細かく決めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 先ほどの危機管理マニュアルのことについて、少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

ちなみに、その危機管理マニュアルというのはいつぐらい、何年ほど前に制定されたというか、つくられたものでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 多くの危機管理マニュアルは、大阪府の附属池田小学校事件が起きており、その辺から危機管理マニュアルをつくっていこうというふうな流れになっています。それを毎年度というわけではないですが、定期的に見直しをかけているという状況です。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 每年見直しをされているということで、池田小学校の事件は10年、もっと前になりますか、日々やっぱりそういう状況でも防犯等の対策も変わってくると思いますので、今後皆様で検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

今回、三上こども園の歩道について具体的な課題を挙げさせていただきました。このような課題にいかに早く気づいて、また改善できるシステムが整っていることが大事になってくるかと思います。何度も申し上げましたように、2019年5月8日に大津で起った園児死亡事故、このような事故が野洲市では本当にあってはいけないと思います。そういう意味では、いろんな観点から子どもたちを守るという意味で、安心、安全を確保できる体制づくりをお願いして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

では、2つ目の質間に移らせていただきます。高齢者らのスマホ活用などの支援についてです。

政府は、現在デジタル機器に不慣れな高齢者らに、スマートフォンの使い方やオンラインの行政手続などを教えるデジタル推進委員の配置を進めています。

デジタル庁では、この取り組みの概要として、次のように述べられております。デジタル社会の利便性を誰もが享受できる環境をつくっていくため、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器、サービスに不慣れな方に対する事業や取り組みとも連携し、これらの事業や取り組みに携わる方を横断的にデジタル推進員またはデジタル推進呼びかけ員と位置づけ、幅広く国民運動として展開していくことを目指しております。

社会のデジタル化が進む中、その恩恵を誰もが受けられる環境づくりが重要なので、このデジタル推進委員が担う役割は大きいと思います。ちなみに、このデジタル推進委員は無報酬とされておりますが、今年の1月末の時点で2万3,000人を超える委員を任命したそうです。

そこで、1つ目の質問に入ります。

野洲市におきまして、デジタル推進委員の活用に向け準備されていることはございますでしょうか。また、今後のその見通しをお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 1点目、デジタル推進委員の活用についてお答えをいたします。

現状、デジタル推進委員に任命されている方が公開されておらず、どのような方に、どのような方法で関わっていただけるのかが明らかではありませんので、現時点では明確なお答えはできません。

今後、市が主体となって事業を行う際に、デジタル機器やサービスに不慣れな方へのサ

ポートとしてデジタル推進委員の活用が見込める場合には、それぞれの事業所管課において活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　マイナンバーカードのことについてちょっと触れたいと思うんですけれども、マイナンバーカードの申請は2月末で終了されたという形で、マイナンバーカードのポイントの付与は5月末まで延長されました。今後マイナンバーカードを活用することができますます増えてくると思います。そのため、マイナンバーカードとスマホを連携させると、より便利になるというか、なっていくと思います。その中で、マイナンバーカードの活用を含めて、スマホ教室ではないんですけども、そういう形で、デジタル弱者についてそういう支援をしていただく予定はございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　川端総務部長。

○総務部長（川端美香君）　再質問にお答えをいたします。

スマホ操作につきましては、市民が自ら情報発信等を行っていく上で、また官あるいは民の様々な制度、あるいはサービスを受ける上で求められる基本的なスキルとなってきております。

マイナポイントの支援につきましても、現状総務課でやらせていただいていまして、これ昨年の6月30日から開始しているんですけども、ここ数週間は日に100人を超えるご支援をさせていただいているという日もございます。

今後、本申請の支援につきましては5月31日、マイナポイントの期限まで実施する予定しております。

議員がおっしゃいます講座等の支援ですけれども、今後生涯学習、また高齢者支援という観点から、支援の可否及びあり方について検討が必要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　総務課でも、窓口で市民さんに親切丁寧に教えていただいたと聞いております。本当にありがとうございます。

そういう形で、やっぱり苦手な方も多いと思うんです。高齢者らという形で書かせてもらっておりますけれども、高齢者の中でももちろんそういう操作に、スマホの活用に得意な方もおられますし、逆に若い方でもスマホの操作とかパソコン苦手な、私も含めてそう

なんですけれども、そういう方もいると思います。

なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、先月の市民懇談会の中で、市民の方から、野洲市でデジタル講習会を開催していただけないかというお声をいただきました。その方は、野洲市の魅力をもっと発信したいと、野洲市で行われているイベント、コンサート、そういうのを発信したいんだけれども、スマホの使い方が分からぬ。その発信の仕方のほうですね。使い方が分からぬので、発信したくてもできないとおっしゃっていました。この野洲市を盛り上げたいという、本当にとても積極的な思いを語ってください、大変うれしく思いました。もちろん広報秘書課の方々、また商工観光課の方々が野洲の宣伝等していただいていると思うんですけども、やっぱりこういう市民さんですね、その分母というか、いかにどれだけの窓口を広げるかというか、その中に市民の人にも入っていただいて、野洲市の情報をどんどん発信していただくということは大変大事じゃないかなと思いました。

先ほど、デジタル推進委員でもありましたけれども、政府は誰ひとり取り残さない人に優しいデジタル社会の実現を掲げております。

そこで、2つ目の質間に移らさせていただきます。

野洲市における高齢者らのスマホ活用などの支援をする取り組みをお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 木下議員の2点目のご質問にお答えさせていただきます。

市が把握しております取り組みといたしましては、令和4年11月16日から11月30日までの期間に、各コミュニティセンターにおきまして、市民を対象に、初めてのスマートフォン体験型講習会と題した講習会を実施しております。これは、総務省のデジタル活用支援推進事業の採択を受けた民間事業者が本市と連携し、実施したもので、スマートフォンの基本的な使い方から、アプリやインターネットの利用方法などを学べる講座となっております。

また、スマートフォンの様々な機能を活用することで豊かな暮らしの一助につながるよう、各自治会で開催されているふれあいサロンの出前講座のメニューとして、社会福祉協議会が携帯電話会社の協力のもと、スマートフォン体験講座を実施されている、このことを把握しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　様々な取り組みをしていただいているということありがとうございます。数多くの方に参加していただきたいと思います。

私も先ほども申し上げましたように、スマホを含め、パソコン等のデジタル機器の活用は苦手なほうになるんですけれども、しかし、このデジタル社会が進む中では、このデジタル機器が使えないと不利益を被るのではないかという不安さえ感じます。みんなが平等であるためには、分からぬ方々には丁寧に教えることによって不利になる方をなくしていかなければなりません。野洲市においても、今、政策調整部長のほうから何点か言っていただきましたけれども、そういう形で今後も継続的にぜひスマホの活用含めて、デジタル機器に不慣れな方、特に高齢者らにこのスマホ活用教室を開催していただきたいと思います。デジタル弱者に適切な支援や取り組みが行われることを期待しまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは最後、3点目、3項目めの質問に移らせていただきます。青年層のひきこもり対策について。

厚生労働省のeヘルスネットには、ひきこもりについて以下のように説明されております。

厚生労働省の定義では、ひきこもりは単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因によって社会的に参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態を指します。

近年ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になってきております。内閣府の調査によりますと、ひきこもりの数は15歳から39歳では推計54万1,000人、40歳から64歳では推計61万3,000人おり、7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めています。

ひきこもりには、統合失調症などの精神疾患や発達障がいなどにより、周囲との摩擦が生じて引き起こる場合と、そういった疾患や障がいなどの生物学的な要因が原因とは考えにくい場合があります。後者は、対人関係の問題などが引き金となり、社会参加が難しくなってしまったもので、社会的ひきこもりと呼ばれこともあります。

ひきこもりの人々の状態は様々ですが、ひきこもりが長期化するのは生物学的側面、心理的側面、社会的側面から、複数の要因が混在しております。国としても、ひきこもり支援推進事業を重点的に進めています。

野洲市におきましても、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業や、就労準備支援事業などを推進されております。

その中で、今回は青年層に焦点を当てた取り組みについて考えたいと思います。

滋賀県では、令和3年4月から児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取り組みを始めました。これは、県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が切れ目のない支援を受けられるよう、市町、市町教育委員会、県、県教育委員会の4者で協定とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取り組みになります。野洲市は、令和4年4月からこの協定を締結したと聞いております。

この取り組みの背景としては、不登校の児童生徒の中にはひきこもりとなるケースや背景に発達障がいがあるケースもあることから、ひきこもりの防止策として、また発達支援上の切れ目のない支援として、学校と関係機関、特に地域支援機関をはじめとする福祉部局との情報共有や連携した支援が求められているということで開始されました。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市におきまして、この県と市町との協定を生かして、具体的にどのような取り組みをされていますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、木下議員の青年層のひきこもり対策についてということで、1点目のご質問にお答えさせていただきます。

議員の質問の内容にもあるように、野洲市におきましては、児童生徒の健全育成に係る滋賀県と野洲市の連携に関する協定を、滋賀県知事、滋賀県教育委員会及び野洲市教育委員会と令和4年2月22日に締結し、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、必要に応じた連携支援に取り組んでいるところでございます。

具体的には、県立学校での不登校の問題では、以前はその学校内の支援にとどまっていたのが、今回の協定により、市の福祉部局等に協力を求めやすくなり、情報共有やケース会議を実施することで、関係機関で連携した対応策を検討できるようになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　すみません、1点訂正をさせていただきます。私、先ほど令和4年4月ということで提携のことを言ったと思うんですが、今、市民部長のご答弁の中で、2月ということになっておりますので、令和4年2月からということで訂正をよろしくお

願いいたします。

では、2番目の質問に入ります。

この県と市町の協定を締結したことによって、野洲市の担当部署は県立学校等に訪問されているのでしょうか。また、訪問されているとしたら、その状況、頻度をお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　木下議員の2点目の質問にお答えさせていただきます。

県立学校への訪問につきましては、必要に応じて実施しております。ある県立高校とは協定の趣旨や野洲市における支援の考え方を共有したところ、協定に基づき不登校生徒の情報をいただき、その後、野洲市くらし支えあい条例第25条に基づく支援調整会議を行い、当該生徒の支援方針を検討することができております。

今後も協定に基づき、訪問対応等も増加していくものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　ちなみに、再質問なんですけれども、その県立学校に訪問されている事例は年間どれぐらい、それほど多くないとは思うんですが、もし分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　訪問というか、連携の数値という考え方でよろしいでしょうか。必ずしも訪問イコール連携とは限らなくて、情報共有という場合もありますので、連携件数につきましては令和3年度は5件でしたが、令和4年度12月末現在で36件ということになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　令和3年度で5件で、令和4年で36件ということで、ほぼ7倍ほどこの数字が増えているというか、なっているんですけども、それは何か要因があるんでしょうか。もし分かれば教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　協定以前につきましては、どうしても中学校を卒業、義務教育を卒業されると、なかなか支援しづらいというところもありまして、その点、先ほどの

答弁でも一部ちょっとお答えさせていただきましたが、今回協定を締結したことで、情報共有等で連携体制ができつつあると。これで全て解決できるものではないかもしれませんのが、前のときには、どうしても連携体制が不十分で、不登校の改善やひきこもり、中途退学の予防にはなかなか難しいところもあったというふうに報告を受けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　様々なご対応をいただいているということで、ありがとうございます。

では、3つ目の質問に移ります。

この県と市町との協定を、先ほどとちょっとかぶるかもしれないんですけども、締結したことによる効果についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　木下議員の3点目のご質問にお答えさせていただきます。

協定の締結により、滋賀県教育委員会からは、学校外への情報共有及び支援の連携がしやすくなったと伺っております。

また、令和5年2月には協定の制度説明も踏まえた研修会を実施しており、市関係部署、市内中学校、高校等の関係機関の他に保護者の方の参加もあり、協定への関心は高くなっていると感じているところでございます。

今後も児童生徒の社会的自立の促進のため、協定を有効に活用し、切れ目のない支援に 対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　この高校生活で集団の不適応を起こしたり、不登校になられたり、 それから休学、退学をしたり、そういうことをきっかけにひきこもりになってしまうことは十分考えられると思うんですけども、やっぱりその初期対応というのがとても重要な るかとは思います。

この協定を生かして、どこまでこの青年層の間に支援ができるか、またこのひきこもり 防止となる対策が講じられているかが勝負だと思うんですけども、今後ぜひこの協定を 生かした具体的な、積極的な取り組みを検討していただくことに期待をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、県立高校との連携はしやすくなつたと思ひますけれども、私立高校との連携も引き続き必要だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、学齢期、青年層の支援体制についてです。

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法では、困難を有する子ども、若者の支援にあたって、子ども・若者の住居、その他の適切な場所において、必要な相談、助言または指導を行うこと。また、国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上等を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることと規定されております。

これに基づきまして、内閣府では、困難を有する子ども、若者支援に当たる人材養成を目的とした研修を実施しております。例えば、昨年の10月に5日間にわたって開催されました令和4年度相談業務研修、また前期現地研修、後期研修と、1年にわたって行われる令和4年アウトリーチ、訪問支援研修がございます。オンラインや集合型など様々な研修があります。対象者は、市区町村の公的機関の該当となる相談業務にあたる職員や、アウトリーチ型支援を行っている者などとなっております。内閣府がこのような積極的に困難を有する子ども、若者を支援する人材の養成のために研修を実施しているということは、ひきこもり予防という観点からも、若年層の支援が大変重要だと考えます。

そこで、4つ目の質問に移ります。

野洲市におきまして、ひきこもり予防の観点から、困難を有する子ども、若者を支援する人材の確保のために工夫されていることはございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、木下議員の4点目のご質問にお答えします。

ひきこもりは、ご質問のとおり青年層のみの課題ではございません。しかも、ひきこもりに関しては全体的に高齢化し、長期化している社会的な問題だと認識しているところでございます。

そのため、野洲市におきましては、年齢に関わらず、ひきこもり相談の第一次窓口を市民生活相談課が担い、必要に応じて関係部署と連携して対応しているところでございます。市民生活相談課の相談員は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業従事者養成研修を受講することによって、重層的な課題を持つひきこもりの方への支援の質を確保するように努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　木下議員。

○6番（木下伸一君）　ひきこもりは、社会的にも注目されている大きな課題になると思います。行政が直接的、能動的に取り組みにくい部分はあるかとは思います。義務教育を卒業した途端に、様々な場面での困難を有する子どもへの支援は手薄になります。例えば高校で退学となれば、その後、社会に出られる場合もありますが、社会的に自立しづらくなることもあります。そうしたときの支援体制を整えていくことは、その後のひきこもり予防という観点からとても重要になってくると思われます。今後もひきこもりの初期対応の充実をお願いして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君）　暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

（午後2時15分　休憩）

（午後2時30分　再開）

○議長（荒川泰宏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7号、第10番山崎敦志議員。

山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　第10番、新誠会、山崎敦志です。今回2項目について質問させていただきます。

まず、学級経営改革について。

現在、日本の教育はインクルーシブ教育の推進や、現場での若手教員が占める割合の増加により、学級経営の重要性が高まっています。

インクルーシブ教育とは、特別な支援の必要な子どもも、そうでない子どもが平等に学ぶ機会を得られる教育という意味であります。

当市において、教職員による2件の事案について、市内小学校の教員によるいじめに係る報告書案がこのような事案を繰り返さないために1月の全員協議会で報告されました。

その中で、再発防止に向けて、組織の対応の再構築について数点お尋ねいたします。

報告体制の構築、内容に関わらず、担任や事案を発見した教職員の報告体制は、まず、学年主任、生徒主任指導主事に報告したり相談したりする校内で整えるべきである。事案の内容によっては、教務主任や教頭、校長まで報告が上がるようにする必要がある、また、校内に明確な報告システムがない場合には早急に構築する必要があるとされています。

私は企業出身です。企業での事故発生時の対応は、労働基準法に定められた安全衛生委員会を設置し、事故防止、衛生管理が義務づけられています。安全対策はハイシリッピの

法則、小さな事故が300件、また大きな事故が1個、中程度の事故の場合29件に1個、重大な事故はそのような確率の問題であります。そのために、小さな事故であっても事業所トップ、安全管理者が事故現場を保存させ、現場検証を行い、関係者の聞き取りを行います。従業員全員への注意喚起の掲示を行い、製造設備のライン改修を行います。

こうした民間の取り組みと比較すると、学校の報告体制は物足りなく感じます。学校の現状は、なぜ報告がストレートに学校管理者に届けられないのかを問います。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、山崎議員の1つ目の学級経営改革についてのご質問のうち、まず1点目の組織対応の再構築のうち、報告体制についてお答えをしたいというふうに思います。

市教育委員会では、今回のいじめ事案の反省から、学校で起こる様々な問題については個人で対応するのではなく、必ず組織的に対応するように指示をしています。

学校では、毎日いろんなことが起こります。子どもの軽微なけがやトラブルから、重大ないじめ事案につながる可能性もあります。ところが、今回の事案では、その対応が個人に委ねられていて、組織対応ができていなかったという点が反省としてあります。

したがいまして、今後は密室になりがちな教室の中に複数の目を入れる、例えば支援員さんを配置するであるとか、他の担任が見に回るとか、直接担任でない先生が巡回するとか、いろんな人が1つのクラスに入る。また、朝の会とか給食時間、担任同士が交代をして違う先生の目で見てみるとか、こういうことによって、おかしいと気づいた者が報告をすぐに上げられるような報告体制をつくっていく必要があると考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　今の答弁、先ほど、今朝も教育長が変更されました。同じ学年の若年教員のほうがその状況を知らなかつたというようなことを報告されました。やはり、水平展開というか、同じような問題を抱えている先生が多くおられると思いますので、やはり多くの目で見ていただく。そのため、今度は相談体制の構築ということで書かれています。教員の相談相手は、まず同僚や管理職になる。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職もいる。しかし、専門職の勤務時間が児童生徒や保護者の相談を想定しているため、教員がゆっくり相談したりしたい時間にはできないこともある。最後のほうには、教員のために相談システムを構築し、稼働させていくよう検討を進めて

いきますと書かれてあります。

しかし、野洲市では県費で賄われるスクールソーシャルワーカーは、多分市に1名だと理解しています。カウンセラー等の人数が不足するため、市費で増員している状況で、問題を解決、不登校、家庭問題、対応を積極的にやっていただいております。一部のカウンセラーに負担が増加することについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　次の教員の相談体制についてお答えをいたします。

従来、学校では先輩教員や管理職が若手の相談にあたってきました。しかし、今回の事案のように、ベテラン教員が誰にも悩みを相談できずにいたことは、私たちが反省すべき点だと考えています。したがいまして、今後は管理職をはじめ、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーなどの専門職の人的資源を活用した相談体制を充実する必要があると考えています。

今、議員お話しのように、県費ではスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、非常に少ない時間数でございます。ですから、この配置につきましては、県の教育委員会に配置の時間の要望を延長するように毎年要望を上げているところでございます。また、市としましても市独自でスクールソーシャルワーカーについては雇用を、時間数を増やしているところでございます。

こうした専門職との相談ができる時間を確保するとともに、また、その職場の同僚に気軽に相談できるような雰囲気も職員室ではつくる必要があるんかなというふうにも思っています。そういうことも考えながら、並行して進めていけたらというふうに思っております。

以上、お答えをいたします。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　今の形、やはりスクールソーシャルワーカー、カウンセラー、多く時間を取っていただくことによって、市費で担当を増やして、市内のいじめ問題とかというのが他の地域よりも多く件数が出ている。それは何かというと、しっかりしたヒアリング、聞き取りができる初めてそういう件数が上がった。それを少しづつ改善していくて、今、環境のいい学校教育が進められています。もう方向としたら間違いない方向で今取り組んでいただいているんですけど、やはり先生方にそれだけ負担がかかっていたのが今回の事案につながっているかなとも私考えております。

次に、学校でのチーム力の育成ということの項目について、同僚性について、個々の教職員が自分の考えだけを押しつけることなく、折り合ったりする営みも必要である。また、管理職は今までのやり方に固執せずに、教職員集団の同僚性を高め、方法を構築していく必要がある。

そこで、一例を紹介いたします。これ、去年12月12日の日本教育新聞が、たまたま学級経営というところで、これによく似た問題が出ておりました。生徒指導、全校統一で児童落ち着くがという見出しが書かれていました。西東京市立本町小学校の取り組みを見ました。学級経営、個別の支援をしようとする児童がクラスに複数いる中で、初任教員や2年目、3年目の教員にもベテラン教員と同様の学級経営スキルが求められる実情がある。学年を含む教員や校内研修などでカバーしようとするが、負担が集中したり、時間確保が難しかったり、様々な課題に直面する。10年前に本校の児童は生活指導上の課題を抱える児童が多く、授業に参加せず、教室を飛び出す児童などがクラスにも在籍する状況であった。そこで、教員で話し合い、学習や生活指導の方法を全校で統一する本町小スタンダードを制定し、ルールや指導方法を統一した。これにより、若手から経験のある教員、専科教員まで同様の指導がされるようになり、子どもたちも不必要的な混乱がなくなり、安心できるようになった。このような事例があります。

野洲市では、どのようなシステムを構築されるか、目標にされているか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　学校でのチーム力の育成についてのご質問にお答えをいたします。

先般公表しました報告書で述べていますように、学校の教職員は年齢や経験年数、とりわけ教育に対する考え方などが違う多様な者の集まりでございます。そのような教職員がお互いにいろんなことを指摘し合えるような関係性を一気に育むということは不可能です。じっくり時間をかけて、教育に対する考え方や、児童生徒の見方などを共有する必要があります。例えば、何で教師になったんかとか、あるいは担任をしてうれしかったこと、つらかったこと、今まで失敗した教育の現場での経験などとか、あるいはうまいこといった例など、こういうことをお互いに交流することによって、チームとしての同僚性といいますか、この学年で、この子どもたちを見ていくんやというふうな、そういう意識が高まって子どもを指導することができるんかなというふうに思っています。

子どもも毎年違う子どもたちですから、大枠のマニュアルとしてはできるんですけども、細かいところまでは非常に難しいのが学校現場ではないかなというふうに思っています。

私も荒れた中学校で勤めたときに、本当にやんちゃな子、クラスに何人かいるんですが、中学校ですから教科ごとに先生が変わりますと、前の時間はどうやったんか、どの先生がどういう指導をしたのかというのは引継ぎができませんので、小さなノートをそのクラス、例えば3年5組に、私は社会科ですが、次英語やったら英語の先生にそれを渡して、前の時間どういう指導をされたのか、それから次の先生に引き継いでいくと、こういうふうなことをして、その子どもに対する指導の統一性を図るようにやったことがあります。

ですから、一概にマニュアルというふうにはなかなか難しいというのが学校現場かなというふうに思っています。ですから、それぞれの学校で、特に大きな学校では、学年でそのマニュアルをつくっていただくというのが基本かなというふうに思っています。

それから、今一番有効かなというふうに思って校長会でも話をしていますのは、学年集会です。例えば、何か生徒指導の問題が起きたときに、そのことを担任から伝えますけども、その伝え方は、その先生の経験年数とかいろんなキャリアによって、全然その重みが違うんです。子どもたちに伝わる重みが違うと思います。ですから、学年集会で全員の先生が対応して、誰かが代表で言うことによって、その伝え方が統一されるという、こんなふうにやっていこうということをまた先生のほうから、あるいは生徒自身からも提案をしたりとか、中学校ですからそういうこともできるんです。そうやってやっていくことが、学年チームとして、学年の子どもたちを育てていくということが一番こういう同僚性とか、あるいは今回ののようなトラブルを起こさない一番の方法かなというふうに考えております。詳しくは各学校で考えていただくというのが一番かなというふうに思っておりますが、そういう点を教育委員会としてはバックアップしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 私も社会、事業所でも製造部門におりましたので、やはり失敗するのが当たり前。現場では。失敗して若い子が成長していく。それは何かというと、反省があって、次、今度はそのような失敗をしないでおこうとか、ここは自分自身分からないうから先輩に聞こうとか、自分の弱みをしっかり意識する、そういうことが大事かなと。その中に、ある程度、全体的な同僚のチーム制とか仲間、それと、今、教育長言っていた

だいたけれど、今回小学校の問題なので、篠原、三上という単クラスのところは、既に担任がずっと一部教科以外は全部一緒ですから、クラス替えもないという環境だから、以前からいじめ問題でも、やっぱ周りから長年で見えるんですけど、大きな小学校になるとクラス替えがあり、弱い者と二分化するような部分も見られるので、そこら辺をなくしていくために、今言われた全校全体で意識を統一する、それはもう重要なことだと思います。

いろんな、今、回答をいただきましたけれど、やはり紹介したのは、具体的にこういう事例もありましたよと、もうこの新聞に書いてあるのは、後でまた別の問題が出てくるというようなことも書かれていますので、これが全ていいとは私は思っておりません。ただ、組織をつくり運営させたりしても、やはりトップの考えが末端まで意思統一できるそういう組織、企業の強さというのは、末端まで企業のポリシーが伝わるというのが企業の強みだと思います。そこでベースになるのは何やといいますと、人権や問題発生時の対処方法に関する教員の意識と、その共有をどう教育現場に根づかせるかというのが大きな問題だと思いますけれど、その辺についてどのように考えておられるかお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　今言われた、会社では社訓とか社長の経営方針とかいうのが絶えず社員全ての方に伝わるというふうになっていると思うんですけども、教育の部分では、そういう部分はなかなか伝わりにくいというか、みんな教育に対してはそれぞれいろんな考え方を持っていますので、一番先生の気持ちをまとめていけるというのは、校長の熱い思いというんですか、私はハートやというふうに思っています。どんな子どもにこの地域の子を、この校区の子をどんな子に育てたいんかということを熱く語って、そのためにみんなが考えとかいろいろ違うけども、1つになって頑張って子どもたちを教えていこうという、その思いを日常的に管理職から教職員に伝えるということが一番大事かなというふうに思っています。その上で個別の話、懇談を持ったりとか、いろんな方法があると思うんですけども、そういうことが私は一番かなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　この問題、正解はないと思います。やはり、チャレンジしていく。やっぱりよいと思う方向にリーダーシップで引っ張っていってもらう。それで、周りから見てプラスの要因は他の学校にも広げていただく。それで、またどこかで取り組みと

して、新聞紙上に批判されても、こういう取り組みで改善されたというのが発表できる、野洲市が誇れる、逆に災い転じて福となるというような形で、いじめ問題も含めて問題の再発防止に努めてもらいたいと思います。

次に2点目、自転車利用者のヘルメット着用について、これは市民部長のほうになると 思いますけれど、改正道路交通法の実施日を定める政令が2022年12月20日に閣議決定され、2023年、令和5年4月1日から全国全ての自転車利用者にヘルメットの着用が義務づけられることが決まりました。自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶることに努めなければならない、このような制度、交通ルールができてきました。

以前、8月に市議会と住民との出前懇談会において、市民の声で、北野幼稚園への送迎で、保護者が自転車を猛スピードで運転しているのを見た。子どもさんにはヘルメットをかぶせているが保護者はかぶっていない。危険を感じたので、運転者にもヘルメットをかぶるよう対策できないかというような市民の声を聞いております。

そこで質問させていただきます。市内各幼保園送迎に自転車を利用されている保護者が多数おられる現状です。どのような啓発を考えられているか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、山崎議員の2番目の質問の1点目についてお答えさせていただきます。

令和5年4月5日から施行される自転車のヘルメット着用努力義務に対する啓発策として、幼稚園や保育園の所管課及び滋賀県守山警察署と連携し、幼稚園や保育園の保護者様に向けた啓発文書を作成し配布してまいります。

また、幼稚園や保育園からの要請等に応じて、園児を含めた保護者様に対して、ヘルメット着用等を含めた自転車利用に関する交通安全教室を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　当然利用者に対する啓発なんんですけど、今取り組んでまいりますということだと、まだそういう啓発、掲示とかそういう指導は4月に始まるけれど、やられてないんですか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　今年に関して申し上げますと、3月27日に自転車のヘルメット努力義務化に向けた啓発ということで、丸善で警察と市で行う予定になっております。

過去の例で見ますと、平成30年におきましては市内の商業施設とか、あとは子どもでの啓発活動とか、子どもの自転車大会とか、高齢者自転車大会等で安全協会とかと連携しながら啓発しておりましたが、それが31年ぐらいからコロナで数が減少し、令和2年度はちょっとコロナでやっておりません。令和3年度から少しづつやり始めて、令和3年度におきましては、野洲中、あと商業施設の中で、ヘルメット着用のみならず自転車全体の安全利用の啓発ということで活動させていただいております。4年度については3月に、4月の12日にも市内の商業施設で安全の啓発活動を行う予定になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 多分そんな状況だと思います。市民に伝わってないというか、前回新誠会で取り組んでいる先日行いましたみんなで野洲市議会で、また市民からヘルメットのことをもっと啓発してもらえへんのかというような意見が出ておりました。

この3月11日、野洲駅南口でサイクルのあれを計画されていますよね。それについては、何もそのような啓発するようなことはやられないんですか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3月11日の啓発については、市民部としては承知しております。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 質問に書いていませんけど、担当部局でそういうようなことは何か考えておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 3月11日、駅前でヤスイチサイクル予定しております、その中で自転車の乗り方とか、そういう安全な乗り方などのそういう情報提供はする予定でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） ありがとうございます。やはり市民部として、そういう催しの中身で、チャンスがあれば、4月施行される内容ですから、看板持っていくとかアピールするとか、そういう努力はするつもりはなかったんですか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほど申し上げましたとおり、3月の27日と4月の12日

にそれぞれ市内の商業施設で啓発をする予定にしておりましたので、そこでの対応と考えております。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 結構です。もうその程度の、市長が行って挨拶したりするような場所でも、そういう自転車に関する、今度はトライアスロンビワイチのやつも守山、野洲、八幡の地先まで、一生懸命市長がそういう自転車のそういうのにも取り組もうとしているさかいに、やっぱ法令変われば、安全対策に係ることは市民の安全を窓口の担当が意識が低いですよ。

だから、もう一つ次の質問をします。書いていますけど。東京でいろんな条例ができるといいます。滋賀県内でそのような条例をやられているところがあるのか、あればどこがやられているか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、これ2点目の質問ということでよろしうございりますか。

滋賀県では、平成28年2月26日施行された滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の中で、幼児、児童、生徒、高齢者等に対し、自転車利用の際のヘルメット着用を努力義務として定めていますが、現時点では、県内市町では草津市を除き、安全適正な利用を促進する条例を定めているところはありません。

その草津市においても、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例を定めていますが、この中でヘルメット着用についての記載はございません。

また、草津市以外に、今後の啓発を目的として新たに条例制定を検討されているところも現時点では確認はされておりません。

野洲市としましては、これに代わるものとして、令和3年度に策定した第11次野洲市交通安全計画において、自転車利用者へのヘルメット着用促進について記載し、これに基づき、今後もヘルメット着用に向けた啓発活動を行っていきますので、現時点において、新たに条例を定める必要性は少ないと考えています。

しかしながら、今後国、県の動向を踏まえ、近隣市町の状況も鑑み、条例制定の必要性については隨時検討を行っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　あまりまだ積極的に、そういう市町でそういうようなことはない。

ただ、私思うのに、小学生が自転車に乗っていて、中学校行くときに、自転車通学しますよね。それはどのようにして、みんなヘルメットかぶっていますけど、どういう指導でやられているのか、条件として自転車通学する者はヘルメットをかぶると、ちょっと担当部署が違うけれど、教育委員会のほうではそういうような取決めとか許可制になっているのか、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　中学生の自転車通学につきましては、基本的にヘルメットがなければ自転車に乗ってはいけないというふうに指導しています。それから自転車保険ですね、これも併せて入っていただくように勧めています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　ということです。市民部長、そこら辺も野洲市のルールの中に入っています。それもルールです、市の。教育委員会で取り組んでいる。あなたはそこを今説明しなかった。だから、しっかりした答弁ができないと思います。

私の質問、これで終わります。

○議長（荒川泰宏君）　次に通告第8号、第4番、石川恵美議員。

石川議員。

○4番（石川恵美君）　第4番、創政会、石川恵美でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、ナンバーワンです。帰宅困難者について。

今年は、例年にも増して特別な大雪、また大雪注意報、警報が度々発令されるほどの荒天候に見舞われました。

去る1月24日は豪雪が予報され、早い時点でのJRの運行も注意を促されていました。夜になってSNSを見てみると、ユーザーが雪の情報を発信してくれていました。その中で、多くの方が帰宅できずに野洲駅にとどまっているという情報が発信されていました。気になって情報収集していましたが、そのときは駅に向かうのも困難な状態というような情報ばかりで、そのまま次の朝を迎えました。朝方確認すると、野洲市は文化小劇場を帰宅困難者の待機場所として開設されたという情報がありました。危機管理課が即時に決断

され、開設されたことは、とても胸が熱くなり、誇らしい気持ちでいっぱいになりました。尽力いただいた市長をはじめ職員の皆様には、ここで心からお礼を申し上げます。お疲れさまでした。

そこで、詳細について質問をさせていただきます。

1番目、令和5年1月24日夜間から、25日未明にかけて雪寒対応の概要について、市長にお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 石川議員の1月24日、25日における雪寒対応の概要についてのご質問にお答えをいたします。

今回の寒波について、彦根地方気象台からは数日前から何回か資料提供やウェブ会議があり、当初は1月25日未明の警報を想定しておりましたが、結果として24日の午後2時41分には大雪注意報が、同日の午後9時30分には大雪警報が発令されました。このため、市では市民の皆さんへ不要不急の外出自粛や、上下水道課からの依頼による凍結防止の注意喚起に関する連絡を、危機管理課からメールとLINEにより実施いたしました。24日の午後8時20分頃に、JRに乗車されていた方のご家族から野洲駅に多数の乗客が滞留しているとの情報が危機管理課に寄せられたことから、今回の大雪に対応するため、待機していた同課職員が野洲駅に問い合わせたところ、駅のホームやコンコースに行き場のない乗客が約500人程度おられるとのことで、JRからは市での対応を要請されました。

この要請を受け、危機管理監は私と副市長との協議結果も踏まえ、早期に一時滞在所の設置を決め、直ちに福祉班を含めた関係職員を招集するとともに、文化小劇場に連絡し、同劇場の場所を確保した後、野洲駅に危機管理課職員を派遣し、午後10時頃には約200名の行き場のない乗客を文化小劇場に誘導し、教育委員会の施設担当や健康福祉部の福祉班等の職員とともに備蓄品の毛布、水、パンを配布しました。

配布後、教育委員会の施設担当職員と危機管理課職員は、一時滞在所を閉鎖するまで誘導した乗客への対応に努めました。

なお、危機管理課では協働推進課とも連携し、コミュニティセンターやすでも受入れができるよう準備しておりましたが、実際の使用には至りませんでした。

翌25日の午後2時過ぎの時点で、105名の方が一時滞在所である文化小劇場におられ、同劇場で宿泊されました。25日は始発電車は運行されませんでしたが、京都午前8

時半発から順次ＪＲのダイヤも回復し始めたことから、待避していた乗客も減少し、最終的には午前11時15分に一時滞在所を閉鎖いたしました。

このこととは別に、今回の大雪における市の対応としては、道路河川課でも警報発令とともに職員8名が出動し、24日から翌25日にかけパトロールなどを行い、市内の安全確保に努めました。

25日は市内の小中学校、幼稚園、保育園は休校、休園され、近江鉄道バス、滋賀バスは間引き運転、市のコミュニティバスは午前中の運休となりました。また、大雪が原因で立ち往生が2件ほど発生していたとの報告を受けており、この立ち往生による交通渋滞があったとのことです。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 2番目になります。

今回の市の対応について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 今回の対応における見解についてのご質問にお答えをいたします。

今回は、市の関係部署の連携による素早い対応ができたと考えております。避難された方々はご不便をおかけしたことがあったかもしれません、市の対応としては最大限の対応であったと考えております。

なお、1月25日早朝に私が一時滞在所を訪問したときに、多くの避難された方々がいろいろな便宜を図ってもらってありがとう、助かりましたとの感謝の言葉をいただきました。この言葉は私ではなく、職員の皆さんにいただいたものと改めて職員の皆さんに感謝を申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） ありがとうございます。

この間、ちょうど野洲市議会主催の市民懇談会のチラシ配りのため野洲駅に立っていたら、1人の男性が近づいてこられ、とても大変やったんですけど、皆さんに助けていただいて、泊まるところがあって、寒さもしのげましたので、職員さんと市長にはくれぐれもよろしくと、わざわざ言ってくださいました。私はすごくうれしい気持ちになりました。やっぱり野洲市民外に関わらず、あの天候の中では人命に関わりますので、これからも敏

速な判断でしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

危機管理監として、今回の件に関し、何か反省点はありましたでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　今回の対応につきましては、先ほど市長から答弁があったように、市民部はもちろん、都市建設部、教育委員会、健康福祉部の関係所属職員の協力のおかげと考えておりますが、反省点としては次の3点ございます。

1点目といたしましては、JRとの連携不足でございます。

今回は、たまたまJRに乗車されていた方の家族からの連絡によりJRへ問い合わせした結果対応したものですが、もしこの連絡がなければ当市も状況が分からず、対応ができなかった可能性があったと思われます。今後は、今以上にJRとの連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、翌日、市内において交通渋滞が発生しましたが、これに対する対策として、事前に冬用タイヤの装着への協力についてメール等で市民に周知するべきだと考えております。

最後に、もともと事前に帰宅困難者対応の想定において、文化小劇場を一時滞在所としての活用を考えており、実際に設置したわけですが、パイプ椅子しかなく、畳等の横になつていただくスペース等を設置しなかつたことから、滞在された方には一定の不自由をおかけしました。そこで、文化小劇場内の控室等を女性専用にするなど、施設の使い方を工夫する必要があると考えております。

そして、今般市内に工場があるアキレス株式会社様と、令和5年2月14日に災害時応援協定を締結し、エア畳等のレンタルが可能になったことから、この活用を行うことにより、避難された方がより快適に過ごしていただけるよう、今後同様な事例が起きた場合対応していきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○4番（石川恵美君）　再質問をさせていただきます。

先ほど、事前に帰宅困難者対応の想定と言われましたが、どのような想定をされていたのでしょうか。また、その想定対応は今回以外に発動されたことはあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　現行の野洲市地域防災計画においては、風水害対策編におい

て帰宅困難者対策計画が定められており、防災初動マニュアルにおいても、帰宅困難者対策として初動の手順が定められています。今回の避難者への水等の配布もこれらの計画に基づいて行いました。

一時滞在所については、防災初動マニュアルにおいて公共施設（野洲駅周辺）としか明記されていませんが、危機管理課内において申合せ事項として、最初に文化小劇場、次にコミセンやす、そして災害時における災害の支援協定を締結している京セラの会議室を一時滞在所としての活用を想定しており、今回もこれに沿い準備したものでございます。

過去においては、令和3年1月5日、JR新踏切において、普通自動車と乗用車と新快速とで衝突事故が発生し、2時間後には運転は再開されましたが、市としても念のために文化小劇場を夕方の帰宅困難者に対する対応として仮押さえしたものの、結果として避難受入れに至らず、解除した例はございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 再々質問をさせていただきます。

支援協定を結んでいる市内の企業は京セラだけでしょうか。また、最初に文化小劇場、次にコミセンやす、そして災害時に京セラの会議室を一時滞在所とおっしゃいましたが、こういった情報はどうやって知ることができるのでしょうか。例えば、防災アプリの中には冠水場所、氾濫場所、それから状況などをアプリに書き込みをして、危険な場所を共有できるのもあります。これは移動時に危険な場所を回避しながら避難できるので、安心、安全につながると思います。

たしか、令和5年にごみ分別アプリを導入される予定ですよね。それもとてもよいとは思うんですけども、野洲市独自の災害情報、避難場所開設情報など、情報を共有することが大事なのではないでしょうか。これはあくまでも提案ですので、ご検討いただけたらうれしいのですが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現時点で支援協定を締結している事業所は33事業所ありますが、そのうち、一時避難所、今回の場合は一時滞在所ですけれども、提供いただける協定を締結している事業所は、京セラを含めて9事業所ございます。

今回の周知につきましては、対象がJR野洲駅であったことから、職員が直接JR野洲

駅にて滞留されていた方に開設した旨を伝え、周知しました。

一般的に、一時滞在所の開設の周知は、滞留が発生している現場を中心に当該施設の協力を得ながら行います。その他、必要に応じてＮＨＫデジタル放送、メール、ＬＩＮＥ、防災アプリでの配信、防災行政無線での周知をいたしますので、情報を取得いただければと思っております。

また、新たなアプリにつきましては、現在運用している防災アプリにより気象情報や避難所情報、市防災マップ等をスマートフォンで確認できるようになっており、運営者である市から登録者への情報発信ツールとして機能しております。

ご提案いただいた内容は、避難所への安全なルートや被害状況及び避難所の状況などを登録者からも情報発信が可能になることになり、登録者と運営者である市が相互に情報共有が可能となるアプリと認識しておりますが、今後そのような機能を持つアプリの有効性などを検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） ありがとうございます。

では次に行きます。

今回は野洲駅での帰宅困難者でしたが、その他、新幹線等の事故や国道等における雪害による同様の対応が必要とされる事例が起きる可能性があります。これに対するお考えはありますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 具体的な事例の内容や発生場所、そして規模等により対応は当然異なりますが、基本的にはＪＲ東海や国等の施設管理者と連携して、野洲市地域防災計画等に基づき、必要に応じて帰宅困難者対策を行います。

その内容は、周辺の公共施設、例えばコミュニティセンターや、災害時における支援協定を締結している市内の企業の会議室の確保等による一時滞在所の設置や水等の配布等が考えられます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） それでは、今回の対応に関し、かかった経費はいくらほどでしたか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　今回の対応に関し、負担した経費は文化小劇場の光熱費代、関係職員の人工代、そして配布した水、食料等で、合計約60万3,000円でございます。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○4番（石川恵美君）　再質問をさせていただきます。

この費用は、市の持ち出しになるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　現時点ではおっしゃるとおりでございますが、今回の件で県とJRとの検証の中に、本市も含めて協議をする予定となっておりますので、今後その検証の中で協議していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○4番（石川恵美君）　再々質問になります。

JRと市との間で検証は行わないのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　市としても、今回の件についてJRとの検証の必要性は認識しております、既に先ほど申し上げた県とJRとの検証に参加し、協議をしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○4番（石川恵美君）　詳細をいろいろと教えていただいて、ありがとうございます。なかなか市民の方に聞かれても、どういう状況で、最後どういうふうに終わったかというのが分からなかったものですから、今回ではっきりと分かりました。また、人命に関わることですので、野洲市も周りの企業さんにも協力をさせていただいて、一人でも大変な方がなくなればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君）　市長。

○市長（栢木　進君）　議長のお許しをさせていただいて、先ほどの私の説明の中で訂正をさせていただく箇所もございますので、申し訳ございません。

翌25日の午前2時過ぎの時点で105名の方が一時滞在者であるというところなんで

すけども、そこを午後2時過ぎというふうに申し上げたようですが、午前2時過ぎの時点で105名というふうに訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） では、次の質問に行かせていただきます。

野洲市の空き家対策のあり方についてです。

初めに訂正をさせていただくんですが、電子資料を用意しておりましたが、字があまりにも細かいので、映してもちょっと分かりにくいということで、電子資料の提出はやめましたので、ご了承ください。

令和5年の2月7日に国土交通省の空き家対策小委員会にて、「今後の空き家対策のあり方について」が公表されました。これまでの空き家の除去や流通促進、活用促進の取り組みだけでなく、発生抑制、適正管理、空き家を活用できる地域コミュニティの活動促進が基本方針として定まりました。国として空き家対策に改善、改良が必要となったため、次の段階に進んでいます。

そこで質問をさせていただきます。

空き家対策は、野洲市が最後発ですので、他市の積極的な取り組み事例を取り入れ、野洲市のニーズに合った空き家の解決につながる対策とする新しい空き家対策の仕組みが必要だと考えます。市長はどうお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市における空き家対策の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、全国的に空き家が増加している中、本市も例外ではありませんので、空き家対策の仕組みについては、国が示している今後の空き家対策のあり方について等を参考に、本市でも新しい仕組みを検討していく考えです。

また、空き家等の活用促進については、行政だけでは対応していくことは困難なことも多く、空家バンクに附隨する取り組みには、民間主体の活動も必要な部分があると考えていますので、新たな仕組みに取り入れることも検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） ありがとうございます。他市の好事例を踏まえた従来の仕組みにとらわれず、野洲市らしい空き家対策されることを理解できました。ありがとうございます

す。

では、次の質問に行きます。

湖南地域の他市の空き家対策の取り組みについて、活動による実績がないことが現状ですが、それを踏まえて、野洲市としては空家バンクの設置に向けてどういった仕組み、どういった機関や団体と連携されるのか教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

令和5年2月末現在の湖南地域におきます空家バンクの登録件数は、草津市、守山市及び栗東市のいずれにおきましても、これホームページで確認したところでございますけれどもゼロ件というふうな状況でございます。

これは、湖南地域では民間の不動産業者等によります企業活動が健全に活発に行われているということが現れているということが考えられます。

本市におきましても同じような状況が想定されるところではございますけれども、しかしながら、市内の空き家の流通促進を行うことにより防犯、防災、この取り組みを含めた地域の空き家対策を進めるとともに、地域の活性化や危険空き家の防止を図る取り組みは本市におきましても必要であるというふうに考えておりすることから、野洲市空家バンクの設置に向けて検討を進めているところでございます。

空家バンクの具体的な仕組みといたしましては、登録物件の情報サイトの運営や閲覧簿の整理及び利用希望者の連絡調整などを考えております。また、空家バンクの体制構築には宅建業者団体やまちづくり団体等との連携が必要となる場合もあります。設置後の利用状況や他団体の連携事例を鑑みながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 再質問をさせていただきます。他市との空き家対策との違いについて再質問をさせていただきます。

草津、守山、栗東はバンク制度が開始されてから登録が数件と聞き、また空き家の実数は、草津市を含め数百件に及ぶと聞きます。このことから、近隣のみでなく、積極的な市町の仕組みを取り入れながら検討することが必要だと考えますが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策の立ち位置といいますか、市の立ち位置のところでございますけれども、空家等対策特別措置法が平成27年度に施行されまして、それ以降、本市のほうでは管理不全な空き家でございますけれども、これを合計62件把握しているところでございます。これらの所有者の方、あるいは所有者の方がお亡くなりになっているケースもございますので、そういう場合は相続される方などを調査いたしまして、法に基づく指導等の対応をする他、またこの空き家対策に取り組まれております相談機関、NPO等の活動されている団体さんとか、そういったところの情報をご紹介しているというような対策を取っているところでございます。

こういう中で、現在、半数の31件につきましては解決をしておりまして、この中には行政代執行で対応したものも含まれております。

まずは空き家所管課のところでは、こうした危険な空き家の対策というところを基本に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ただ一方で、議員ご紹介いただきましたこの国の空き家対策小委員会のほうで、ちょうど通告書のほうに資料をつけていただきおりましたので、そういったものも私も勉強させていただきましたけれども、その中で、例えば福祉分野での新たな課題とかそういったことも挙がっております。

こういうものに対応していくに当たりましては、やはり市の中では空き家所管のところだけではなくて、その課題に関する部署との連携ということも必要になってまいりますし、市だけではなくて、先ほど申し上げました空き家対策に取り組んでおられるNPOさんなどの団体さん、こういったところとの連携を図っていくということが解決に向けた取り組みではないかなというふうに考えておりますので、こういう中で、議員おっしゃっていただきました他市町の積極的な取り組みというものも参考にさせていただけたらというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） まさに、私がまちづくりとして理想としているその住宅だけではなく、福祉とか民間とかの力を借りながら、何が一番いいのかという答えを出しながらしていけるというのは、すごくいいことだと思うので、安心させていただきました。ありがとうございます。

では、次の質問に行かせていただきます。

空き家の発生抑制、適正管理、地域コミュニティの活動促進を行政主体で実施されるのか、ちょっとさつき答えもらったのも重複するとは思うんですけど、お願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、国の今後の空き家対策には発生抑制ですとか、適切な管理というものが示されております。

このうち、発生抑制には終活の1つとして、所有者自らが住宅を空き家にしない意識の醸成と、リバースモーゲージやハウスリースバック等を活用した所有者の死後に空き家にしないということが示されておりまして、今後のケースによりましては、空き家担当部局と福祉担当部局、先ほども申し上げましたように、そうした連携をして検討していく必要があるというふうに考えております。

また、適正管理につきましては、現在も管理不全の情報を基に、先ほど申し上げましたように現地確認を行い、そして必要に応じて所有者の方に主体的な対応をしていただくよう働きかけをさせていただいているところでございます。指導や情報提供、こういったことを行っている他に、また活用困難な空き家につきましては、先ほども申し上げました除去というところになるんですけれども、これは自主的な除去をいただくような補助体制というのも構築しているところでございます。

次に、地域コミュニティの活動を促進する取り組みにつきましては、現在も自治会から管理不全な空き家の情報を提供いただいております。これは地域での課題ということで、自治会長さんのほうからご報告をいただくようなシステムを取らせていただいておりますが、今後また必要に応じまして、さらに必要があれば検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後の空き家対策につきましては全国の自治体で抱えております課題でもありますし、さらに自治体におきましては特にマンパワーの不足であったり、あるいは専門的な知識が不足していると、こういった背景がございますから、こうしたことから、行政主体で行うということはなかなか難しいかなというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、宅建業者団体ですかまちづくり団体、こういった方々との連携を行って対応していくことが必須であるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 今ある制度や仕組みを取り入れる前に、まずはその地域での状況把握が一番最優先だと思います。

それから、私はちょっとそういう宅建とか、そこまではよく分からんんですけども、まちづくりをずっとしてきた中で、自治会長さんがやっぱりそういう空き家対策に対して、毎年件数が多く声が上がっているんですけども、どうしていいか分からへんとか、相談するところをどうしたらいいか、福祉も関係あるしとか、住宅課に行くのか、空き家担当部局に行くのか、福祉部局に行くのかとか、その行くところ時点で悩まれておられることが多いります。

行政の介入方法としては、社会福祉課と住宅課の連携したそのバンク制度を検討するというのが一番まとまっていくのかなあというふうに私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答えをいたします。

地域の状況把握というところでございますけども、これは先ほど申し上げましたように、管理不全の空き家というところではございますけれども、自治会長さんのほうからご報告いただくシステムによりまして、先ほども申し上げましたような数字を一定把握させていただいているというところでございます。

また、お困り事とかございましたら、当然それが私ども住宅課のほうが担当しているということをご存じの自治会長さんもたくさんおいでになりますし、そういうところでご相談をいただき、内容によりましては関係する課のほうにつながせていただいたりとか、そういう対応もさせていただいているところでございます。

ただ、地域に出向いてというところになりますと、ここにつきましては、例えば既に学区単位などで空き家に関する説明会を実施していただいている団体さんもあるというふうなこともお伺いしておりますし、そういう対応を尊重させていただき、一定委ねさせていただくということも考えているところでございます。

そして、もう一点の福祉の部局との連携のところでございますけれども、住宅課、基本的に先ほど申し上げましたように、管理不全な空き家に対するところを基軸として取り組みをさせていただいているところでございますけれども、新たな課題と先ほどから出ておりますように、多岐にわたる部分で課題が今後は考えられるということが国的小委員会の

資料のほうにも掲載されているところでございます。

これも議員もご存じいただいていると思いますが、その取りまとめという資料がございまして、例えばこの中で、具体的な取り組み例というふうな中に、これは発生を抑制する取り組みでございますけれども、高齢の所有者の方に対しまして、住まいの終活を呼びかけるなどの対応、こういったものを空き家担当部局と福祉部局が連携して対応して促進をしていく、こういう取り組みも挙げられております。こういったところを想定して、先ほど申し上げました福祉部局との連携を図っていくというふうなことも必要であるというようなことでお答えをさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） よく分かりました。

最後になるんですけども、空き家発生の抑制対策をいろんな方法もありますけれども、地域と一緒につくるとか、相互協力関係を構築することがやっぱり野洲市には大事なのかなと私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲市空家等対策計画の中では、空き家等に関する調査方法を定めておりまして、管理不全報告があった場合、その空き家等の所在、その状態、所有者等の意向などの調査を行っております。具体的には、市民や各自治会を通じまして、地区内にある空き家等の所在、所有者または管理者、自治会で問題となっているかなどの情報を提供いただき、市職員が報告いただいた空き家等の管理不全情報を基に現地調査を行います。

現地調査では、外観目視等により、用途、構造、建物の傾斜等から危険面、景観面、生活環境面の保全を調査しております。

その調査結果を基に、空き家等の所有者等が当該空き家等を今後どのようにしていくのか意向調査を行います。この意向調査の結果を踏まえまして、市が関与していくべきか否かの判断を行うとともに、市が関与しない手法として、例えば市場での流通もしくは活用につながるよう、所有者に働きかけているところでございます。

なお、自治会からの空き家等の状況に関する報告方法を定めた野洲市空き家等の報告に関する要綱に基づき、自治会から市に管理不全の空き家等の情報を提供いただくようお願

いをさせていただいておりまして、市内の管理不全の空き家の把握に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 野洲市は、これから空き家に対してしっかりと関わっていくと思いますので、いろんなことも市民の方にも聞かせてあげながらこういう形、いろんな形があると思うので、また教えてください。よろしくお願いします。

以上で終わります。

次、最後的一般質問になります。新発達支援センターについてです。

発達支援センターが令和5年8月に開所を目指し工事が進んでおります。現在の古く使いたい勝手の悪い施設から、新たに快適なセンターへと生まれ変わりますが、少し心配をしている部分もあります。

そこで質問をさせていただきます。

発達障がいは、特性によって様々な個別の障がいに分類されています。私の知っているところでは、この障がいという言葉は、日常の置かれた場所で困ることが生じる場合に付け加える言葉だと思っています。その困ることを正しく理解し、把握しながら、支援する場所がまさしくこのセンターだと思っております。特性で音や照明、光に過敏に、過剰に敏感で、恐怖心をいつも持たれる方もおられまして、相談されましたが、こういった困ること等に対して、施設の内部は何か配慮をされているのでしょうか。例えば、部屋は騒音を抑える防音設備、照明は照度、色を細かく調整できたり等そういった配慮は考えておられますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、石川議員の新発達支援センターについての1点目のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、発達支援センターを利用される方の中には、音や照明に対して敏感な方も実際おられます。そのため、新センターの照明設備につきましては、全ての部屋、全部で22室あるんですけれども、この全ての部屋の照明で調光ができるように対応させていただく予定です。

また、防音につきましても、1階の検査室や1階、2階の相談室など、配慮が必要と思われる部屋には防音壁を設けるとともに、エアコンの室外機、これを屋上に配置をいたし

まして、騒音が室内に入りにくいようになると、可能な限りの対策は行わさせていただいているります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 私の経験したことでいうと、本当に電気を全くつけられない方もおられたりとか、真っ暗の中でしかしゃべれない、それからサングラスをかけてしかしゃべれないという方もありますので、それも本当に個々に分類されると思うので、配慮しながら、いい空間をつくっていただきたいと思うんです。

2番目になります。

このセンターには、心理士さんは何人配属されているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 石川議員、2点目のご質問でございますけれども、心理士の配置につきましては、現在正規の心理判定員が6名、会計年度任用職員については1名の配置となっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） この心理士さんというのは、ちょっとお聞きしたら、募集をかけているんですが、なかなかちょっと決まらない、今時期的なこともあると思うんですけども、次の年度にはまた新しい施設になって来ていただけると思うんですけども、そういった予定はあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 心理士も含めて、専門職、恒常的にどうしても不足ぎみではあるんですけども、議員ご指摘のとおり、募集をかけてもなかなか応募がないというふうな実情もございます。継続してそういった募集等、対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 3番目の質問になるんですけど、予算の問題はあると思いますけれども、発達支援センターには心理士さんが配属されていますので、その困ることについて意見をまとめながら、少しでも人に優しい建物にしていただきたいと思うんですけど

も、福祉部長のご意見もお聞きしたいんですが、それと一緒にトイレとか、そういう違う部署ありますよね。訪問されたら、おトイレ必ず行かはるかなとか、流しのところは行かはるかなというところに関して、何か配慮があつたら教えてください。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　3点目のご質問にお答えをいたします。

新センターを人に優しい建物にすることにつきまして、令和2年度の基本設計の段階から、心理士のみならずセンターの全職員の意見をお伺いしながら事業を進めているところでございます。

現施設よりもまず建物が大きくなつたことから、皆さんの意見を取り入れた使い勝手のよい機能的な部屋の配置としておりまして、施設内については、バリアフリーはもちろんのこと、各部屋の用途によっては、床や素材、あるいは壁紙の色にも配慮した設計とさせていただいております。

完成後につきましては、体制の充実と併せまして、子どもから大人まで課題を抱える多くの方に安全に、また安心してご利用いただける施設になるというふうに考えております。

また、トイレのことをお尋ねいただきました。

トイレにつきましては、その性質上、調光機能、電気を消してしまうということは想定はしてないんですけども、壁紙につきましてはまぶし過ぎないように、淡いクリーム系を採用する予定というふうにはお伺いをしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○4番（石川恵美君）　普通に聞いていたら、そんなことぐらいかなというのも思われる方もおられると思うんですけども、そういう困ったことを抱えておられる方はとても重要で、トイレに行くところが外に出てもなかなかない、家まで我慢しますということもよくお聞きしましたので、ちょっと安心をさせていただきました。ありがとうございます。

では、3番目に関してはもうお答えをいただきましたので、4番目に行かせていただきます。

ここは、児童だけではなく、大人の支援、相談も受けておられると思います。大人の方は金銭的、社会的、精神的、心理的に困ることが複雑に入り組んでいます。関係課が集まってケース会議を開いて情報共有はできていると思いますが、その後、役割分担はきちんとしたものがないように思います。

新センターが建てられるということで、市民は大いに期待をしています。これを機に内部体制の強化も大切だと思います。具体的に言うと、困っていることを抱えておられる方は、相談するときによって、この方がいい、この方がいいというふうになるんですけど、それがなかなかうまく予約ができなかつたりとか、会えなかつたりとかということで、すごくストレスを感じられております。ケース会議で情報共有はしているんですけど、じゃ次誰が担当するとか、話を聞かれたときに、自分はどこまでしゃべっていいのか、どこまで支援をしていいのかというところがやっぱり戸惑いがあるみたいで、どうしても支援につながらないこともありますので、その辺はもうちょっとしっかりと深いところでしゃべっていただいて、こういうときはこうしましょう、ああしましょうということもちょっとしっかりとしゃべっていただけると、もっと来てくださる方も快く来てくださるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、4点目の内部体制の強化等についてのご質問にお答えをいたします。

各種専門職の配置等、人事部門と相談しながら、現在体制強化に向けて取り組みをさせていただいております。

議員ご指摘のとおり、成人期の相談につきましては、多くの深刻な問題を抱えながら生活しておられる方がたくさんおられます。そのため、発達支援センターの相談だけでは解決が困難と判断される場合には、関係各課や医療機関、福祉事業所などとの役割分担による連携を行っているところです。

ただ、困難ケースでの相談事につきましては背景が複雑で、ケースごとに対応が異なることや、ケース会議での職員の力量にも左右されることから、情報共有だけで終わってしまったりとか、必ずしも理想的な連携が図れているというわけではないので、今後も人材の確保や育成など、体制の強化と含めて、より効果的な連携が図れるように取り組んでいきたいと思います。

また、ケースごとの担当につきましても、基本は固定にはなっているんですけども、状況を見ながら担当の交代ということも適宜判断をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　石川議員。

○4番（石川恵美君）　ちょうど最近ご相談をいただいた方がおっしゃっておりました。

コロナがまん延するようになってから、病院に行っても、やっぱりうつ的な方が多くなつて、先生が話を聞いてほしくて行っているのに、行政に行きなさい、市役所に行って聞いてもらいなさいということを言われましたということで、かなり傷ついておられました。でも、そういうふうに言われて、野洲市に来られるんであれば、新センターもそういう調光とか音とかにも配慮しながら、やっぱり大きいもので、どんどん来てくださいね、話聞きますよというような発達支援センターであっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしますで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第5番、村田弘行議員。

村田議員。

○5番（村田弘行君） 村田弘行です。よろしくお願ひします。

1番、産業廃棄物の保管、積み替えの届出のない違法状態についてお伺いいたします。

野洲市は、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律及び同施行規則により、一般廃棄物、産業廃棄物処理で、ごみ焼却場を自前で稼働することができる自治体であると思います。例えば大阪湾センターというところがありますけれども、そこは、廃掃法の法律第14条第6項ただし書、施行規則第10条の3、6号というところに、産業廃棄物の処分の許可を要しない法人とされております。野洲の自治体としては、収集運搬業等積替えの許可が必要ない自治体かどうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、村田議員の産業廃棄物の保管積替えの届出のない違法状態についてのご質問の1点目にお答えいたします。ちょっと質問の趣旨にそぐわないお答えになるかもわかりません。一般論でお答えいたします。

廃棄物の収集運搬及び積替えを受託業務として行う場合、法律では一般廃棄物は市町村長、産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けなければならぬとしています。ただし、廃棄物を排出した事業者自身が運搬や積替えをその事業者が管理する場所へ運搬する場合には、許可は必要はありません。例えば、建設工事などで発生したコンクリートやアスファルト殻などの廃棄物を、その工事の施工者が自らの管理地に施工業者自身で搬入する場合には、知事の許可は不要ということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 例えば大きな工事、中主小学校の増築、改築などをやっておった

ら、その敷地の中に、端っこのはうにバッカンを置いたり舗装殻を置いたり残土を置いたりするのは、それは認められているんです。それは敷地の中のことです。

ですから、今回なんかは敷地の外で、なつかつ長年放置されているということで私は問題提起をしているのですが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　廃棄物処理法の趣旨でございますけども、そもそもその廃棄物を自由な処分にするとぞんざいに扱われて、不法投棄につながる、あるいは処分に費用がかかりますので不法投棄、そういうものを抑制するためにこういう法律が設けられているものと私は認識しておりますが、今、議員ご指摘の敷地内に置く場合というのと、それと先ほど私申し上げましたけれども、自らが管理する場所に移動させるというところについての運搬については許可は必要ないということになっております。

議員が一昨年ですか、議会でご質問された場所を想定しているのですが、ずっと放置しているわけではなくて、一定の周期で処分するとか、そういう処理はされています。それは後ほど出てきますけれども、ロープで囲っている場所に限ってのことですけれども、適正に管理されているという状況であると認識しています。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　一昨年の11月に質問させていただきましたけれども、かれこれ、そのときは残土だけの問題を取り上げてたら、アスファルト殻とかいろいろあって、これは保管の表示が必要なんじゃないかということで、そのときは進言申し上げて、60センチ掛ける60センチの表示がその後されました。でも、そのときに積替えまで書いてあって、積替えとなると、ちょっともうハードルの高い、ほとんどの処分業になってしまうようなことなので、なつかつそういう舗装殻とかコンクリート殻とかは、業者が持ってきたとは思うんですけども、マニフェストとかはどうなっているんでしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　今のは1問目の再質問という認識でよろしいですか。2番目。

では、2番目の質問のお答えとしてさせていただきます。

当該市有地のトラロープで区切っているところに、ご指摘のコンクリート殻とかアスフ

アルト殻があるわけですが、ここにつきましては、ロープで囲っているところは、みず事業所と、それと野洲市管工事業協同組合が管理されている区域でございまして、その範囲を明確にするためにロープを張っているというものでございます。

この土地の利用につきましては、先ほど申しましたけども、一昨年11月議会で村田議員の一般質問で、みず事業所長がお答えしたとおり、漏水などの緊急修繕の際に発生した産業廃棄物の一時保管場所として使用されているものでございます。

ご質問の、いつまで残土を放置するのかにつきましては、一時保管された残土やアスファルト殻などは年2回程度、一定量になった段階で処分地へ搬出されていることを確認しております。

また、現在存置されている残土やアスファルト殻などについては、3月末までに処分を行う予定と聞いておりまして、同じ産業廃棄物を長年放置しているものではございません。

いずれにしましても、みず事業所において一定の基準に基づいて適切に管理されていると考えております。マニフェストなどもきちんと管理されているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　　村田議員。

○5番（村田弘行君）　　4番の質問になりますけれども、平成22年の廃掃法の改正により、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出した事業所の外において保管するとき、面積が300平米以上の場所では、原則として知事に届け出ことになっています。

当該場所では、登記簿に4,061平米となっているが、滋賀県知事に届出をされているのか、また届出がされていないなら、その理由をお教えください。

パソコンで写真。これが平成20年のときに、もうかなりの量の残土が奥のほうですね、この部分になります。置かれていて、この部分ですね。置かれていて、次の写真では、もう草が生えて、草刈りをしていただいたんですけども、草刈りの前の年、これ私が質問する前ですから、令和3年10月の撮影になります。15年、置き始めたときからやつたら、かれこれ20年になります、残土と。今回トラロープをやっているのは新しく置き替えというか積替えを始めたところです。その辺の区別、どうなっていますか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君）　　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　　4点目のご質問にお答えさせていただきます。

産業廃棄物ですけれども、残土は、汚染された土とかは別ですが、一般的な残土というのは産業廃棄物の扱いにはならないんです。

今回ご指摘いただいているところ、これアスファルト殻とかコンクリート殻、これは産業廃棄物でございますので、ここには議員ご指摘のように、法律に従って届出が必要なものは届出をしなければなりません。

ただ、今回の当市街地の中で、みず事業所と観光事業協同組合が管理しているトラロープで区切った区域は、約450平方メートルでございます。この区域の中で、アスファルト殻などの産業廃棄物と埋め戻しに使用するための土砂、それから建設などで出た残土の保管場所とは、ロープの中でまた区分けをしておりまして、このうち廃棄物の廃掃法の規制対象となっておりますアスファルト殻などの産業廃棄物の保管場所は、約64平方メートルでございますので、特に届出は行われておりません。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　置いてある土地の下を測ればそれぐらいになるかもしれないんですけど、そういう一般論は通用しませんので、トラロープで囲っているところが450平米なら、ダンプの行き帰りもあるだろうし、回転もするだろうし、バックホーも置きっぱなしですから、それは届出が必要なんじゃないかなと僕は思いますけれども、よろしくご対応ください。

それと、同じく一昨年に鉄板の上に下線を引いて駐車場にしている業者がいて、おかしいんじゃないのかという話をさせてもらったんですけども、その業者は行政勧告というか、注意を受けたら、きれいに鉄板を撤去して掃除して、鉄ピンぐいを打って、原状復帰をされております。

監督官庁である野洲市は、残土をかれこれ20年間置いたままなんですけれども、残土ですよ、産業廃棄物じゃないですけれども、仮置きにしているんでしょう。その辺を総務部長、当時というか、今もそうでしょうけれども、総務部長に聞いたら、予算がないと言われたんですけども、どうでしょうか、やっていただけませんでしょうか。お願いいいたします。

○議長（荒川泰宏君）　川端総務部長。

○総務部長（川端美香君）　3点目のご質問というところで、総務部としての回答をさせていただきます。

ご質問いただいている土地の管理につきましては、おっしゃるように以前の議会でお答えをしております。複数の部署が使用しており、それぞれの使用について状況確認をさせていただいております。

従来の使用については、一部ただいま環境経済部長がみず事業所の部分について回答いたしておりますが、それぞれ法に基づき適正に管理されるべきものと考えています。

これまで当該地に一部土木資材の不法投棄等も見られたところから、今回は入り口にロープを張り、職員以外が入れなくするよう対策を講じたところでございます。

今後、それぞれの部署が所管する区分を明確にすることによって、各所管課が適正な管理に取り組むよう、総務部としては調整に努めるよう図ることとともに、適宜除草を実施するなど適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　ぜひとも早急に対応願います。

産業廃棄物の処分業、収集運搬と積替えということがあるんですけども、例えば今、野洲市やったら処分というんですか、許可が要らないとかいう話なんですけれども、例えば民間の企業の場合、産業廃棄物の処分業の収集運搬業、積替えを含むの許可を申請すると、法人の登記簿全部謄本により取締役の身元証明、いわゆる犯罪履歴確認ですね、それから執行役員、顧問、部長級まで調査を確認します。実質経営者のある相談役とか、そういうことも調べて調査します。会社の経営状態も資産も、また産業廃棄物の管理責任者は、2日か3日の講習を受けて、試験で合格しないと管理者になられません。

積替えや保管場所については地元説明が必須なんです。できると言わっていましたけど、いざやっているのはそこに通学路である上永原地区にダンプが入ってきてているわけですよね。地元説明をしてないわけじゃないですか。地元説明が必須で、隣接の地権者の同意も必ず取らなきゃ駄目なんです。それほどしないと、静岡の場合やいろんなところで甚大な災害や犯罪行為が後を絶たないからなんです。それを野洲市がしてどうするんですか。

当該地区には、ダンプの往来等地元説明がないまま、積替えが行われている形跡があります。積替えにも、それをどこに持っていくんだという保証がないと積替えの許可が下りないんです。表示板さえ出していれば何をしてもいいように感じられるけども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 5点目のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、表示板さえしていれば何をしてもいいかについては、それは、たとえ市が所有する場所であったとしても、決してそうであってはならないと考えています。もちろん法令遵守ということでございます。

今回ご指摘いただいた場所につきましては、一時保管されている産業廃棄物が一定のルールに基づき適切に管理されておりますので、現時点では特に問題はないと考えられます。

また、産業廃棄物の積込みや運搬についても、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストで確認しております、適正に処分されていると認識しています。

もう少し詳しく説明しますと、野洲市みず事業所なりが発注した工事を、業者さんが工事を請け負っていただくわけです。その出てきたときの産業廃棄物は、その業者さんの責任でもって処分しなければならないと、こういうことになります。

さっき申しましたみず事業所と野洲市管工事業協同組合の管理している場所に持っています、そこに一時保管したものを、今度知事の許可を得ている業者がそれを取りにきて、適切に処分されているという流れになっておりますので、ここには違法性はないというふうに確認しております。

それと、地元説明会については近年実施されていないようでございますが、この市有地は旧野洲町時代から引き続き使用されていたものでございまして、一定のご理解とご協力をいただいているというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） ゼひとも地元自治会の協力を得られるべく、丁寧な説明をしていただきたいと思います。何分どういうんですか、事故がないように、よろしくお願ひします。

また、ちょっと気づいたんですけど、野洲で唯一の新幹線の基地の前にある処分場、そこも事業譲渡が行われているようで、名前が変わってますね。それ、バッカンというんですか、がっと引く、ごみを中に入れてぐるぐる回ってくるあのバッカンの駐車場が保管場所になっていますね。あれは多分表示もされてないし、駐車場で借りているんだろうけど、一時保管ですよね、多分。また調べておいてください。お願いします。

では、次の質問に移ります。野洲市の職員の野洲病院健診というか、受診についてお伺いします。

現在の野洲市には、正規職員、会計年度職員合わせて 1,000 名以上が働いていると思われます。事業者の責務である職員の健康診断、人間ドックの野洲病院の受診率を教えていただきたい。例えば、看護師なら 24 時間やると半年に 1 回、消防士さんも半年に 1 回やらないかんとかいろいろあると思うんですけれども、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 職員の健康診断の 1 点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市における健康診断の対象者は、滋賀県市町村職員共済組合員、割愛教諭及び会計年度任用職員で、病院の職員の数を除きますと、約 885 人でございます。

事業所がすることが義務づけられています健康診断につきましては、野洲病院での受診率というご質問でございますが、全職員が市立野洲病院で受診をしている状況です。

なお、人間ドックにつきましては職員各自の任意の受診のため、市としては把握をしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5 番（村田弘行君） ありがとうございます。すばらしい回答だと思います。野洲病院が保険料収入というか、点数の収入が上がるよう、皆さん受診してください。

そして、また私もちょっと国民健康保険で受診をしたんですけども、キットを取りに来てくれと言われて、ええっ送ってくれないの、いや送れませんといって、キットを取りに行くまた時間も指定されて、なおかつ予約する何日かの日に二度手間で行かないかん。例えば、そのときには何々しちゃ駄目よという説明は受けるんですけども、30 数年健康診断、人間ドック行ってきましたけど、初めてです。何とか改善できませんでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了惠君） 4 点目のご質問になると思いますけれど、それにお答えさせていただきます。

便潜血検査キットを郵送していないことについては、これまでの運用というところがありますけれど、村田議員からのご意見を参考にいたしまして、今後郵送も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○ 5番（村田弘行君） 例えは、民間の企業なんかは健康保険組合の経営が厳しいため、健康診断の業者に年齢別の単価を競わせてその職員の費用を抑えたりするわけです。健診バスが来て、若い人はそんなに病気もないもので安く費用を抑えるということになりますけれども、野洲は事業所がたくさんありますので、そういうところに営業をかけて、これから野洲病院がきれいになっていく、健康保健センターがきれいになってくるしと言ったら選ばれることがあると思いますので、ぜひとも拡大戦略を練ってください。その辺はお考えどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了惠君） 5点目のご質問ということでお答えさせていただきます。

共済組合の定期健康診断につきましては、共済組合が委託契約されている施設での受診となっておりまして、今年度から当院が野洲市職員の受診施設というふうになっています。健診の結果については、全て健診システムで管理しております、今後データが積み上がりていけば、過去の結果や数値との比較も可能となります。

また、精密検査等が必要となった場合には、病院という特性を生かしまして、スムーズな外来受診ができるように配慮しており、しっかりとしたアフターフォローができる体制を取っておりますので、安心して健診受診をしていただければと考えております。

また、医療機器の更新も随時行っておりまして、例えば最新のMRI機器による脳ドックや認知機能検査などの検査メニューも充実させておりますので、一人でも多くの市民の皆様に受診いただき、健康で安心して過ごしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○ 5番（村田弘行君） 聞くことをおっしゃってもらって、ありがとうございました。

そうすると、データ的には膨大なデータになっていったり、電子カルテになっていったり、そういうふうな電子機器、新しくなった備え、設備更新なんかを考えいらっしゃるのでしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了惠君） 6点目のご質問ということでお答えさせていただきます。

健診データにつきましては、先ほど申しましたように健診システムでデータを管理しております。データの管理ノウハウや今後の備えについてもしっかりと対応しておりますので、今後も市立野洲病院として市民の健康管理の一助になれるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　　村田議員。

○5番（村田弘行君）　　次に、第3の質問に入ります。農業問題についてお伺いします。

農作物の肥料がいろいろな国際情勢により2倍となっております、去年から。

農水省は、去年と今年の差額の7割を補てんするように、農協を窓口にしてなっておりますけれども、県も窓口になっております。市の独自の施策とかは今のところ何かあるんでしょうか、お願いします。

○議長（荒川泰宏君）　　市長。

○市長（栢木　進君）　　村田議員の農業問題についての第1点目、肥料価格の高騰による市独自の対策についてのご質問にお答えをいたします。

令和4年度は、肥料価格の高騰対策として、肥料価格の上昇分の7割を国が、さらに2割を県が上乗せをして支援を行いました。引き続き、肥料価格の高騰が農業経営に影響していることから、令和5年度においても、今のところ国、県が同様の支援を行う予定と聞いております。このことから、市独自のさらなる支援を行うことは考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　　村田議員。

○5番（村田弘行君）　　世界情勢が不安定で、食料問題がクローズアップされています。

野洲市の農地、農業を守ることを改めて考える機会がありました。要するに、平地のない瀬戸内のまちを視察したときなんですかれども、漁業と林業と土地開発だけでした。農業の「の」の字も出てきませんでした。ですから、これはいかんなと思いました。

それで、野洲市はバランスの取れた工場がたくさんある都市でもあり、農業もたくさんあるということで、やみくもに開発してこなかったのも逆にいいんじゃないかなと思うようになりました。財産を残されたと思うようになりました。その辺、市長、開発の声もお聞きになるとは思いますけれども、お考えはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　　市長。

○市長（栢木　進君）　　2点目の開発と農地保全のバランスについてのご質問にお答えを

いたします。

本市では、合併前から耕作条件のよい農地を確保するため、多くの地域で土地改良事業による圃場整備が進められてきました。こうした農地について、農業振興地域整備計画を策定し、優良な農地を確保してきた結果、美しい田園風景が残ってきたと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　私もそう思います。

次に、3番についてご質問します。

めり張りのある開発をしてほしいと思います。市民の利便性も大事ですが、農家の経営継続にも心を配ってほしい。お百姓さんとか総代さんがおられて、私もお話を利く機会がありますけれども、今まで野洲市が人口問題も含めてなんですけれども、農家の人の営農というか、そういう、これから継いでいってくれるという、その辺のことを施策がいっぱいあったと思いますけれども、実質いい施策だなと思う施策はあったんでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君）　市長。

○市長（栢木　進君）　3点目の、農家の経営継続のため効果的だった対策についてのご質問にお答えをいたします。

圃場整備実施後も、市としては農地を保全するために様々な土地改良施設の維持管理等への支援を行ってきました。特に、近年では農家が減少していることから、農家だけではなく、地域の人々が農地や水路等を維持保全する活動に対する交付金を使って、農地を保全してまいりました。

また、農家の経営継続に対しては、作物の価格補てん等の交付金を活用して、農家の経営所得の安定化に努めてきたことが効果的だったと考えております。今後も継続していくたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　ぜひとも農業を守っていくという施策も大事ですし、開発も大事でございます。バランスの取れた野洲市の運営をよろしくお願ひいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたした

いと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明10日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時31分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年3月9日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 小菅康子

署名議員 田中陽介